

地方自治体のデジタルトランスフォーメーション 推進に係る検討会（第37回） 事務局資料

令和7年7月29日

目次

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 自治体DX推進計画の改定方針案(改定時期、計画期間)について | P2 |
| 2 | 計画期間中の主な取組内容、自治体における取組状況について
(重点取組事項等) | P5 |
| 3 | 今後の自治体DX推進計画の重点取組事項(案) | P71 |

1 自治体DX推進計画の改定方針案(改定時期、計画期間) について

自治体DX推進計画の改定方針案(改定時期、計画期間)について

- 自治体DX推進計画（以下単に「計画」）は、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具現化するとともに、国の支援策等を取りまとめたもの。

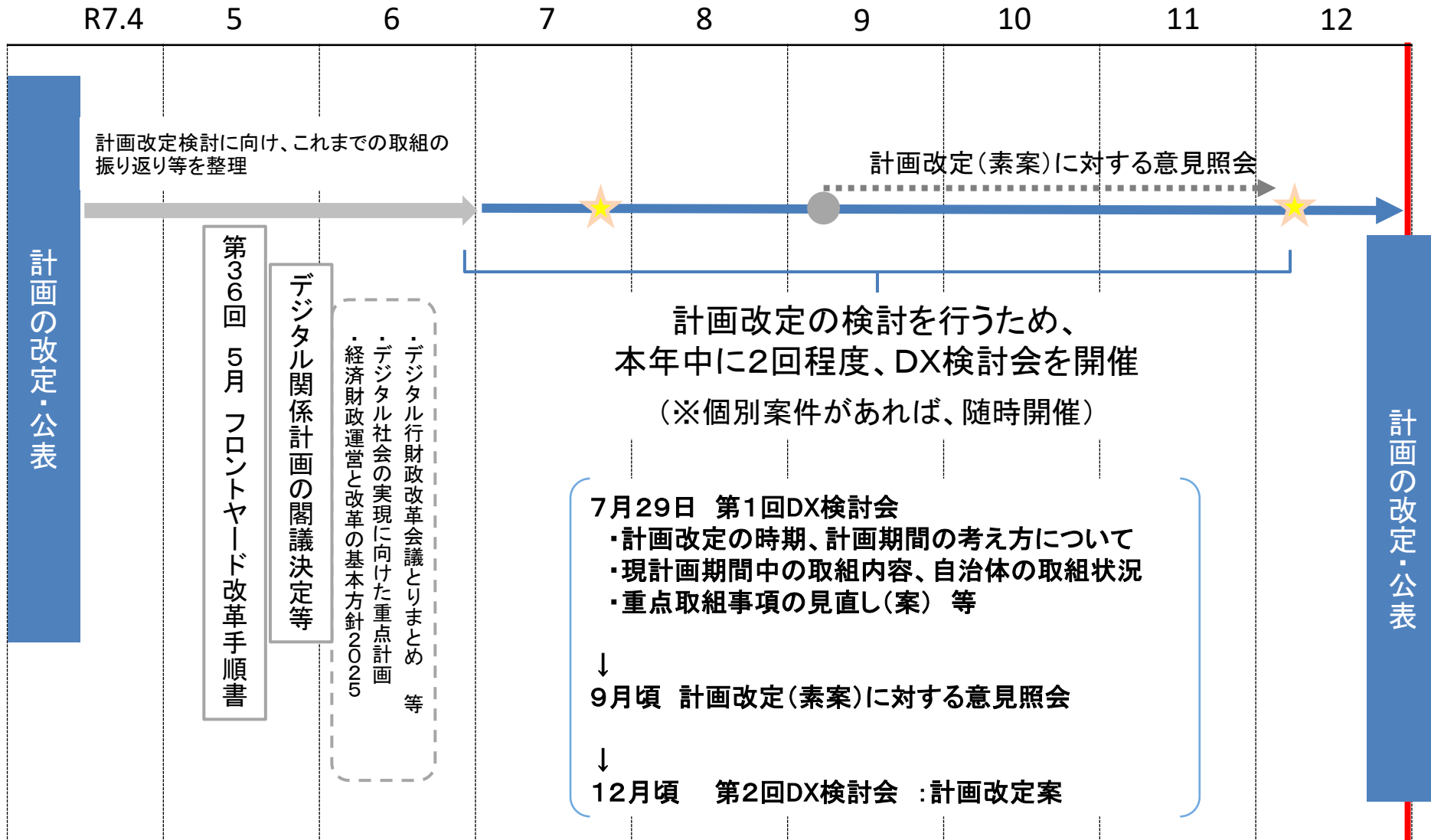
改定時期

- 改定時期が直近 2 年の改定と同様、年度末の場合、各自治体において、
 - ・改定内容を踏まえた当初予算編成を行うことができない、
 - ・自治体が策定するDX推進計画等に反映させる時期が相当程度遅れる、といった課題がある。
- 今後の改定に当たっては、国の当初予算や地方財政措置の内容が固まる 12月末の計画改定を目指すこととし、例年 6 月の政府文書の閣議決定後、DX検討会において 2 回程度、計画改定に向けた議論を行うこととする。

計画期間

- 令和7年度末が計画期間の終期となっているところ、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は計画期間が設定されておらず、整合性を図る観点から、計画期間を廃止する。
- 各自治体が中期的な見通しを持って取組みやすくなるよう、計画の「別紙 2 自治体の主な取組スケジュール」において、5 年間を目途に取組スケジュールを示し、以後、毎年度 1 年ずつ取組スケジュールを更新（延長）することとする。

令和7年度DX検討会のスケジュール(案)



2 計画期間中の主な取組内容、自治体における取組状況について (重点取組事項等)

- | | |
|-----------------------------|------|
| ① 自治体におけるDXの推進体制の構築状況 | P.7 |
| ② 自治体フロントヤード改革の取組状況 | P.21 |
| ③ 自治体の情報システムの標準化・共通化に係る取組状況 | P.28 |
| ④ 公金収納におけるeL-QRの活用 | P.33 |
| ⑤ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進に係る状況 | P.37 |
| ⑥ セキュリティ対策の取組状況 | P.47 |
| ⑦ 自治体のAI・RPAの利用推進に係る取組状況 | P.53 |
| ⑧ テレワークの推進に係る取組状況 | P.62 |
| ⑨ デジタルデバイド対策の取組状況 | P.68 |

自治体におけるDXの推進体制の構築状況

1. 取組を要することとなった背景・課題

- 本計画におけるDXの取組は極めて多くの業務に関係する取組を短期間で行おうとするものであり、限られた予算の中、組織の壁を越えて自治体DXを推進するためには、全庁的・横断的な推進体制の構築が不可欠である。また、DXの取組を総合的かつ効果的に実施し、全庁的にDXを強力に推進していくためには、DX推進のビジョン及び工程表から構成される全体的な方針が決定され、自治体内で広く共有されている必要がある。
- こうした推進体制においては、ICTの知見を持ち自治体現場の実務に即した判断や助言を行うことのできる高度専門人材や、具体的な取組における実務を行うデジタル人材を確保していくことが重要であるが、市区町村において適任者が見つけられないなどの課題がある。このような状況を踏まえ、デジタル人材確保・育成に当たっては、一般行政職員や高度専門人材と連携し、中核となって実務をとりまとめる職員（「DX推進リーダー」）の育成に取り組むことや、積極的に外部人材を活用すること等が求められる。
- しかしながら、令和3年度時点では、356団体が、DX・情報関係業務を担当している職員数が一人以下のいわゆる「一人情シス」団体であり、DXの推進を担う人材の確保・育成が課題となっている。こうした小規模市町村も含め、全国的にDXを推進するためには、都道府県と市区町村が連携したDX推進体制を構築し、その中で、市町村の求める人材プールを構築していくことが重要である。

2. 計画期間中の主な取組内容

- 自治体DX推進手順書の策定（策定：R3.7 直近改定：R7.3）
- 自治体DX参考事例集の策定（策定：R2.12 直近改定：R7.6）
- 推進体制構築のための支援（デジタル人材確保の伴奏支援、市町村支援人材確保についての地財措置）
- CIO補佐官等の任用等、DX推進リーダー育成についての地財措置
- 「デジタル人材確保・育成ガイドブック(自治体DX全体手順書・別冊)」の作成
- アドバイザー派遣（DXアドバイザー、地域情報化アドバイザー）
- 研修の提供（外部人材向けの行政実務研修、DX推進リーダー育成のための研修）

自治体におけるDXの推進体制の構築状況

3. 自治体における取組状況

DXを推進するための全庁的・横断的な推進体制の構築状況の推移

年度	DXを推進するための全庁的・横断的な推進体制を構築している自治体 (%)					
	全自治体	団体区分別				
		都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和3年度	29.1 (521団体)	87.2 (41団体)	60.9 (14団体)	90.0 (18団体)	38.5 (297団体)	16.3 (151団体)
令和4年度	50.4 (901団体)	100.0 (47団体)	82.6 (19団体)	100.0 (20団体)	63.3 (489団体)	35.2 (326団体)
令和5年度	66.3 (1180団体)	100.0 (47団体)	91.3 (21団体)	100.0 (20団体)	78.7 (604団体)	52.9 (488団体)

年度	DX推進専任部署を設置している自治体 (%)					
	全自治体	団体区分別				
		都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和3年度	26.8 (480団体)	89.4 (42団体)	78.3 (18団体)	85.0 (17団体)	38.1 (294団体)	11.8 (109団体)
令和4年度	42.9 (767団体)	95.7 (45団体)	95.7 (22団体)	90.0 (18団体)	60.8 (469団体)	23.0 (213団体)
令和5年度	53.3 (949団体)	100.0 (47団体)	91.3 (21団体)	100.0 (20団体)	72.1 (553団体)	33.4 (308団体)

DXを推進するための全体方針の策定状況の推移

年度	DXを推進するための全体方針を策定している自治体 (%)					
	全自治体	団体区分別				
		都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和3年度	13.9 (248団体)	61.7 (29団体)	52.2 (12団体)	45.0 (9団体)	20.5 (158団体)	4.3 (40団体)
令和4年度	34.1 (609団体)	93.6 (44団体)	78.3 (18団体)	85.0 (17団体)	52.3 (404団体)	13.6 (126団体)
令和5年度	51.0 (907団体)	95.7 (45団体)	91.3 (21団体)	95.0 (19団体)	71.6 (549団体)	29.6 (273団体)

(注1) 全庁的・横断的な推進体制・・・都道府県においては知事や副知事等、市区町村においては市区町村長や副市区町村長等のリーダーシップや庁内マネジメントの下、各部署が連携してDXを推進する体制（例：推進本部・連絡会議の設置等）

(注2) DX推進専任部署・・・DX推進の企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々のDXの取組の進捗管理等を担う部署

(注3) 全体方針・・・DX推進のビジョン及び工程表から構成されるものであり、計画を含む

(注4) 図中の値は、いずれも各年度の4月1日時点の値

(注5) 「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

(注6) 「設置単位内訳」における割合を示す数値は、設置自治体数を母数として算出

(出典) 総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和3年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和4年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和5年度）」を基に作成

自治体DX推進計画等の概要（計画期間：令和3年1月～令和8年3月）

- 自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、取組を後押し
- 各自治体の取組について進捗状況の「見える化」を推進

自治体DX推進計画（2020.12策定、2025.3改定）

■ 自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援

■ 各団体においてDXを進める前提となる考え方

- ① BPRの取組の徹底
- ② 自治体におけるシステム整備の考え方
- ③ オープンデータの推進・官民データ活用の推進

■ 重点取組事項

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
- ② 自治体情報システムの標準化・共通化
- ③ 公金収納におけるeL-QRの活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進
- ⑦ テレワークの推進

■ 自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2021.7策定）

■ 自治体DX全体手順書（2025.3改定）

- ・ DXの推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理
ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定
ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組みの実行

■ 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書 （2024.9改定）

- ・ 標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示すもの

■ 自治体フロントヤード改革推進手順書（2025.5策定）

- ・ 自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト採択団体の取組等に基づき、改革の各段階でやるべきことや留意点を示すもの

■ 自治体DX推進参考事例集（2025.6改定）

- ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DX、④共同調達に整理し、参考事例集としてまとめたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集 （2021.12策定、2025.6改定）

これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

自治体DX全体手順書【第4.0版】 概要

1. 本手順書の趣旨

- ✓ 全体手順書は、DXを推進するに当たって、想定される一連の手順を示すもの
- ✓ 主に、DX推進計画の「自治体におけるDX推進体制の構築」に対応し、先行的な自治体の事例等をもとに、各自治体がその実情に応じてDXを推進する際の参考となるよう作成。令和7年3月、都道府県と市区町村が連携したDX推進体制の構築等について、最新の取組を反映。

2. DX推進の手順

ステップ0 DXの認識共有・機運醸成

- ✓ 自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有する
- ✓ DXの実現に向け、**首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメント**が重要
- ✓ 首長等から一般職員まで、**DXの基礎的な共通理解**の形成、実践意識の醸成
- ✓ 利用者中心の行政サービス改革を進めるという、いわゆる「サービスデザイン思考」の共有

ステップ1 全体方針の決定

- ✓ DX推進の**ビジョンと工程表で構成される「全体方針」**を決定・広く共有
- ✓ 自治体DX推進の意義を参考にしつつ、地域の実情も踏まえて、自団体のDX推進のビジョンを描く
- ✓ デジタル化の進捗状況を確認し、自団体のDXの取組内容、取組み順序を大まかな工程表にする

ステップ2 推進体制の整備

- ✓ 全庁的・横断的な推進体制の構築。DXの司令塔として、**DX推進担当部門を設置**し、各業務担当部門をはじめ**各部門と緊密に連携する体制を構築**
- ✓ 各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるよう、人材育成・外部人材の活用を図る
- ✓ 一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した**体系的な育成方針**を持ち、人事運用上の取組みや、OJT・OFF-JTによる研修を組み合わせで育成
- ✓ 十分な能力・スキルや経験を持つ職員の配置が困難な場合には、**外部人材の活用**も検討

ステップ3 DXの取組みの実行

- ✓ 関連ガイドライン等を踏まえて、個別のDXの取組みを計画的に実行。**「PDCA」サイクルによる進捗管理**
- ✓ 取組内容に応じて、「OODA※」のフレームワークを活用した柔軟で速やかな意思決定

※ 「Observe（観察、情報収集）」、「Orient（状況、方向性判断）」、「Decide（意思決定）」、「Act（行動、実行）」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定プロセスを理論化したもの

「自治体DX推進参考事例集」 概要

事例集の策定・改定

- フロントヤードにおけるDXの取組事例をはじめとして、**生成AIの活用、共同調達の推進等幅広く事例を掲載**
- 取組の経緯や工夫点等のインタビュー記事に加え、**事業効果や活用したサービス等、自治体ニーズの高い情報を集約**

構成と目次

1. 体制整備

- (1) 県が管内市町村とともにDXを推進する体制の整備
- (2) 若手や現場の職員の声を取り入れる体制の整備
- (3) 外部デジタル人材の知見を積極的に取り入れながらDXを推進する体制の整備
- (4) 住民目線でのデザイン思考や職員の働き方改革に着目した全庁的な体制の整備

2. 人材確保・育成

- (1) 県・市町村の連携による広域的な人材確保や民間事業者との連携による人材確保
- (2) DXの取組の中核を担う人材の育成
- (3) 体系的に整理された計画・方針に基づく人材育成
- (4) 自治体ごとの創意工夫による人材育成

3. 内部DX

【フロントヤード（住民との接点）】

- (1) オンライン行政サービス
- (2) 窓口改革

【バックヤード（内部事務）】

- (3) 内部業務（生成AIの活用）
- (4) 検査・点検・確認業務
- (5) 議会関連業務
- (6) 広報・情報公開
- (7) 庁内コミュニケーション・テレワーク

4. 共同調達

令和7年6月の改定（掲載事例抜粋）

事例集の改定に関する情報。生成AIの活用、共同調達の推進等幅広く事例を掲載。自治体ニーズの高い情報を集約。

事例集の改定に関する情報。生成AIの活用、共同調達の推進等幅広く事例を掲載。自治体ニーズの高い情報を集約。

・記載内容を最新化
・掲載事例を拡充

※95事例掲載

取組のポイントに加え、事業効果や活用したサービス、費用・スケジュール等、ニーズの高い情報を集約して掲載

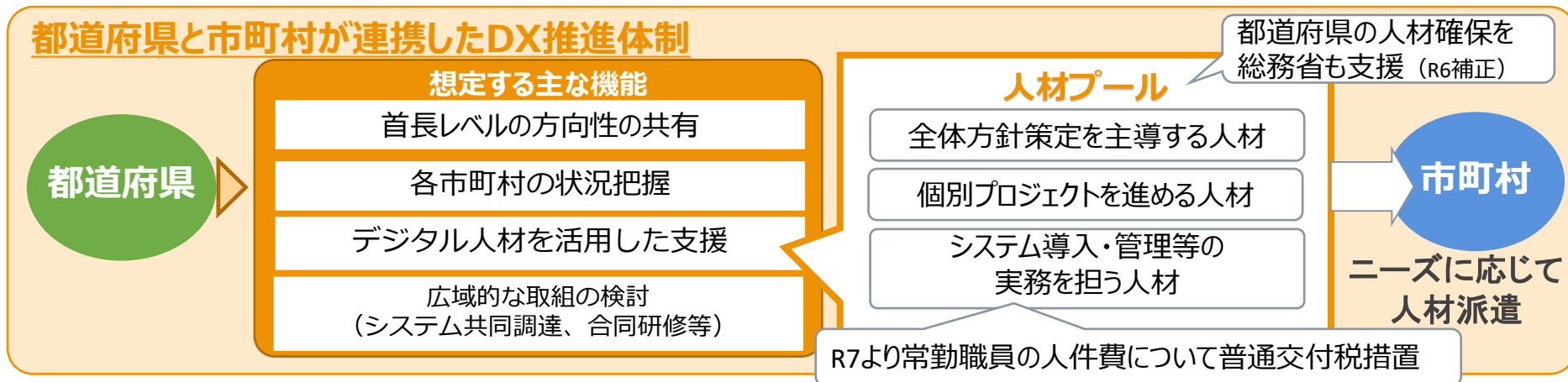
インシヤルコスト ※税別		ランニングコスト(1年あたり) ※税別
（内訳）	1円	1,356千円
（備考）	1円	924千円
		432千円
サービス提供事業者等		
サービス提供事業者	株式会社トラスバンク	
サービス名	LoGoAIアシスタントbot版	
運用形態	パッケージ製品をクラウド環境で運用	
その他参画主体	Microsoft	

担当部署 当別町デジタル都市推進課 電話 0133-23-3767 メール it-joho@town.tobetsu.hokkaido.jp

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

- 自治体DXの推進に向けて、都道府県が市町村と連携して推進体制を構築し、デジタル人材を活用して市町村を支援する取組やシステムの共同調達等を主導する取組が進みつつある。
- こうした取組を加速させるため、**令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築し、市町村が求める人材プール機能を確保できるよう、総務省がデジタル庁と連携し支援。**

都道府県と市町村が連携したDX推進体制



ノウハウ・研修等の提供

- **都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト**（R6補正）
- 確保・育成の「ガイドブック」
- 望ましいスキルや経験を類型化した「スキル標準」
- DXの取組の参考となる「参考事例集」
- 自治大学校等関係機関での研修

アドバイザー派遣

- **DXアドバイザー**（主に自治体DX分野。地方公共団体金融機構と共同）
- **地域情報化アドバイザー**（主に地域社会DX分野。）

財政措置

【普通交付税措置】

- 都道府県が、一定のスキル・経験を有する**デジタル人材を、市町村支援業務を行う常勤職員として雇用した場合の**人件費

【特別交付税措置】

- 市町村による**CIO補佐官**任用等に要する経費
- **DX推進リーダー**育成経費
- 都道府県等による**市町村支援のデジタル人材確保**に要する経費

総務省の伴走支援

都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築

- 自治体DXの推進に向けて、都道府県が市町村と連携して推進体制を構築し、デジタル人材を活用して市町村を支援する取組やシステムの共同調達等を主導する取組が進みつつある。
- 令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築することに加え、市町村支援のための人材プール機能の確保に向けて、令和7年度から新たに、デジタル分野での一定の実務経験・スキルを持つ人材を「自治体DXアクセラレータ」として任命することとしている。

推進体制の構築状況

①～④の全ての機能を揃え、**推進体制を構築しているのは32団体**（令和6年度末時点）

①市町村との会議体等を設置

R5 43団体 → **R6 47団体**（達成率100%）

②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握

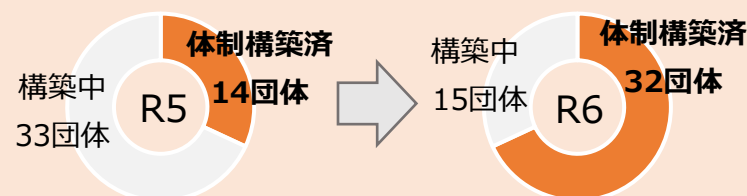
R5 38団体 → **R6 43団体**（達成率 91%）

③市町村支援のために一定の専門人材を確保

R5 26団体 → **R6 38団体**（達成率 81%）

④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

R5 27団体 → **R6 45団体**（達成率 96%）



※令和6年度は全ての団体が3要件以上達成

✓ 推進体制の構築は、要件別では、概ね**40団体超**が実施
⇒ 令和7年度末までの推進体制の構築に向け、引き続き支援

【アクセラレータの任命状況】（7/14時点 速報値）
アクセラレータ数 53名（21団体）

総務省による取組支援

【ノウハウ・研修等の提供】

- ①DX推進体制の構築に向けた**伴走支援**
- ②「**ガイドブック**」「**参考事例集**」
- ③自治体大学校等関係機関での研修

【アドバイザー派遣】

- ①**DXアドバイザー**
（主に自治体DX、地方公共団体金融機構と共同）
- ②**地域情報化アドバイザー**
（主に地域社会DX分野）

【財政措置】

- ①令和7年度から、アクセラレータのうち常勤職員の人件費について**普通交付税措置**
- ②都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費、市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費、DX推進リーダー育成経費について**特別交付税措置**

✓ 推進体制の構築や市町村支援のための人材プール機能の確保に向け、令和7年度から取組を強化し、**総合的に取組を促進**

自治体DXアクセラレータ500 プロジェクト

令和6年度補正予算額：201百万円

(都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト)【新規】

○ 都道府県における人材プール構築の課題として、

- ① デジタル人材の採用に必要なノウハウが十分ではない
- ② 確保できるデジタル人材の質・量ともに十分ではない
- ③ 確保した人材の行政実務に関する基礎知識が不足しており、十分に活躍できない

との声が寄せられている。

➡ デジタル庁など関係省庁や民間企業と連携し、これらの課題を一気通貫で解決し、DX推進体制の構築を強力に推進

1.採用ノウハウの伝授

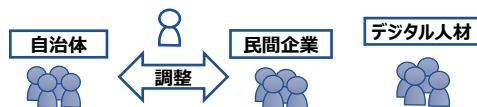
■ 総務省とデジタル庁が連携し、各都道府県の人材確保を支援

支援項目の例

- ①管内市町村の課題を洗い出し・深堀
- ②業務と人材像の明確化
- ③採用工程・任用形態・管理体制の整理

■ ノウハウ等を47都道府県に展開

(人材確保イメージ)



2.人材の質・量の確保とコーディネート支援

■ 広報媒体も積極的に活用しながら、関係企業等に広く協力を呼びかけ、人材プールの候補となる企業・人材をリスト化

■ 都道府県は、上記リストも活用しながら人材プールを構築。
必要に応じ、関係省庁と連携して、都道府県と人材とのマッチング等をコーディネート

■ プールされた人材を、「自治体DXアクセラレータ」に任命し、ネットワーク等についても継続的にフォロー。全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報

⇒ 全国で500名の任命を目指す

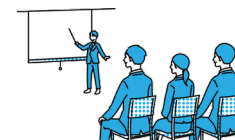
※各都道府県10名+αのイメージ



3.行政知識の獲得

■ 基礎的な行政実務に関する研修メニュー・テキストを作成

■ 自治大学校等で、採用が決定したデジタル人材に対し、行政実務研修を実施。



◆地方財政措置 都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

- 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充
- デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

	現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 単価780万円程度×人数
非常勤職員 業務委託		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

◆市町村支援のためのデジタル人材の確保についての特別交付税措置

- デジタル人材が逼迫する中で、特に小規模市町村において人材確保が進んでいないこと等を踏まえ、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
都道府県 市町村	○ 都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費、募集経費等 ○ 上記の経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合の当該負担金	対象経費の合計額に0.7を乗じて 拡充期間は令和9年度まで	人件費相当額： 2,000万円/人 募集経費： 100万円/団体 → 300万円/団体	R11年度まで

市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
 - ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
 - ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
 - ・ データ利活用に関する助言
 - ・ 人材育成（研修企画・講師等）
 - ・ セキュリティ研修・監査支援
- 等

＜都道府県による市町村支援（イメージ）＞ （職員として採用する場合）



※県が事業者へ人材の派遣を委託することも可能

留意点

- 主な所掌事務が市町村支援業務でないデジタル人材に係る経費は、対象外。
- 民間事業者への委託の場合、デジタル人材の人件費以外（交通費、通信運搬費等）に要した経費は、対象外。ただし、事業運営経費等のうち募集経費に相当する経費は、措置の対象。

◆CIO補佐官等の外部人材の任用等についての特別交付税措置

- 市町村のDXを推進する上で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるため、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	対象経費（詳細）	措置額（※3）	対象経費の上限額	対象期間
市町村	①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、 外部人材の <u>任用等を行うための経費</u> として次に掲げるもの（※2） ・ <u>特別職非常勤職員</u> として任用する場合 → <u>報酬等</u> （期末手当等を含む。） ・ <u>外部に業務委託</u> する場合 → <u>委託料等</u>	対象経費の合計額に <u>0.7</u> を乗じて得た額	なし	R7年度まで
	②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の <u>募集を行うための経費</u>	対象経費の合計額に <u>0.7</u> を乗じて得た額	<u>100万円</u>	R7年度まで

留意点

- 措置対象となるCIO補佐官等の業務は、全庁的・横断的にDX推進を図る「特別職非常勤職員の助言業務」に相当するもの。
- 業務委託も対象となるものの、単なる各種計画策定の業務委託は対象外。また、内部検討の助言等の対象部分は、必要に応じて按分計算して報告していただく必要。

（※1）CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

（※2）1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合、財政措置の対象上限は3名分（令和6～7年度）

◆DX推進リーダー育成に係る特別交付税措置

- 計画的なデジタル人材の育成が喫緊の課題であることを踏まえ、DX推進リーダーの育成に係る経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
都道府県 市町村	○ DX推進リーダーの育成に係る研修に要する経費、民間講座の受講料、資格取得のための受験料（初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象）等 （想定される経費） ・ 育成プログラム実施に係る委託費又は負担金 ・ 民間事業者、大学等の講座受講料 ・ 人材育成事業に必要なその他の経費（育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費等）	対象経費の合計額に0.7を乗じて得た額	なし	R7年度まで

<自治体DX全体手順書>

「内部職員をDX推進リーダーとして集中的に育成・確保していくにあたっては、**DX推進リーダーとして育成する職員を指定※し、集中的に育成プログラムを実施することが求められる。**」

※ 指定にあたり、「職員本人の希望」のほかに参考とすべき情報

- ・ 対象職員のこれまでの職務経歴（特にシステム、Webサービス・アプリケーション等）
- ・ 民間IT企業での実務経験
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験等の資格取得状況

留意点

- 自治体DXアクセラレータとして確保した者に対して行う研修に要する経費についても、当該者をDX推進リーダーに指定する等本特別交付税措置の要件を満たす限り、措置の対象。
- 育成プログラム上に記載の無い研修や幅広い職員を対象とした研修に係る経費は対象外。
- 自治体DX推進に係る幅広い経費ではなく、DX推進リーダーの育成に係る経費のみが対象。

デジタル人材確保・育成ガイドブック(自治体DX全体手順書・別冊)

外部デジタル人材の確保ガイドブック（R6.5月策定）

背景・課題

- 自治体においては、「自治体情報システムの標準化・共通化」をはじめ、様々なDXの取組を短期集中的な実施が求められており、即戦力となる**外部人材の活用が重要であるが、活用している団体は200団体程度**に留まる（令和5年度総務省調）
- 活用していない団体は「**外部デジタル人材に求める役割やスキルを整理、明確化できない**」、「**効果的な募集方法がわからない**」といった課題を挙げている

事業概要

人材確保に向けた具体策をとりまとめ、自治体DX推進計画期間中（～令和7年度）における外部デジタル人材確保を支援するため、**「確保ガイドブック」を策定**

<主な内容>

・外部人材確保の手順

- ステップ1 重点課題の特定
- ステップ2 人材要件の定義
- ステップ3 人材の選定
- ステップ4 人材の受入れ

・外部人材確保事例

・外部人材確保に係る各種支援制度

デジタル初心者
の自治体職員でも
分かりやすい形で
整理

デジタル人材の育成ガイドブック（R6.12月策定）

背景・課題

◆デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）

「地方公共団体がデジタル人材の確保・育成に係る方針を円滑に策定できるよう、方針策定や人材育成手法に係る先進事例等に関する調査を行い、**デジタル人材育成の参考となるガイドラインを策定**」

- 令和5年12月に「人材育成・確保基本方針策定指針」（H9年）を改正し、新たに「デジタル人材に関する留意点」等を追加
- 現状、**デジタル人材の育成方針は過半数の団体が未策定**であり、**主要因として「人的余裕のなさ」、「役割やスキルの整理・明確化」**といった課題を挙げている（令和5年度総務省調）

事業概要

自治体のデジタル人材育成を促進するため、自治体の「デジタル人材確保育成方針」策定やデジタル人材育成に取り組む際に参考となる**「育成ガイドブック」を策定**

<主な内容（予定）>

・デジタル人材育成方針の策定手順

- ステップ1 企画
- ステップ2 役割分担
- ステップ3 策定の実行
- ステップ4 組織承認と公開

・育成事業の企画手順

・デジタル人材育成取組事例

DXアドバイザー（経営・財務マネジメント強化事業）

事業概要

- DX各分野の**専門家によるアドバイスを年間原則5回以内**（2時間以上／回）受けられる
 - ※ 実地、オンライン
- **自治体による派遣経費**（謝金、旅費）の負担はなし
 - ※ 地方公共団体金融機構が負担
 - ※ アドバイザーは自治体からの推薦による登録が可能

類型と実績

類型	内容	具体例	令和5年度実績※
課題対応 アドバイス事業 【手上げ式】	自治体行政におけるDX等に取り組む市区町村に対する支援	● 情報システムの標準化・共通化 ● マイナンバーカードの利活用 ● データ利活用・EBPM ● デジタル人材の育成 ● 行政手続のオンライン化 ● BPR・業務改革 ● セキュリティ対策 等	96団体
課題達成 支援事業 【プッシュ型】	令和7年度までに標準化対応に向け、事業進捗が遅れている団体に対する支援	● 小規模団体等を中心に移行計画の作成 ● Fit&GAPの実施 等の標準システム導入に当たっての技術的・専門的な支援	55団体
啓発・研修 事業	都道府県が市区町村の啓発のための研修会・相談会を実施	***	14団体 ※うち1団体は 首長・管理者向けトップセミナー

- **活用事例集を策定**（総務省HP:https://www.soumu.go.jp/main_content/000921634.pdf）
 - 「システム調達と業務改革」、「人材育成」、「経営層の意識醸成」に係る**具体の助言内容**や**効果等**を掲載

更なる活用に向けた改善（令和6年度～）

- **自治体DXの現状や外部デジタル人材に関する要望等を踏まえ、実施要綱に例示されているDXアドバイザーの取組分野を追加**
 - ＜取組分野＞ ※下線部が追加
情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカード、行政手続のオンライン化、データ利活用、EBPM、BPR・業務改革、デジタル人材の育成、**DXの機運醸成、外部デジタル人材の確保、セキュリティ対策**
- その他、**派遣時間・回数や事務手続の改善等を実施**

自治体フロントヤード改革の推進状況

1. 取組を要することとなった背景・課題

- 多くの地方公共団体において、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点(フロントヤード)の改革を、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要
- フロントヤード改革については、これまで、地方公共団体の創意工夫のもと、新しい地方経済・生活環境創生交付金等も活用しつつ、様々な取組が行われているものの、個別の取組に留まっていることや自治体間で取組の進捗に差が生じていることなどの課題がある

2. 計画期間中の主な取組内容

※自治体フロントヤード改革の推進は、R5.11～重点取組事項に位置付け

- 総合的な改革モデルの構築、横展開
 - ・R6.1～R7.3 第1弾自治体フロントヤード改革モデル構築(R5年度補正予算)
複数の改革を前提として、取組全体の最適化を図る汎用性のある人口規模別等のモデルを構築
 - ・R7.1～R8.3 第2弾自治体フロントヤード改革モデル構築(R6年度補正予算)
標準準拠システムとのデータ連携を前提に、「住民の希望に添った窓口の実現」と「職員の時間を生み出す業務フロー」に重点を置いた汎用性のある人口規模別等のモデルを構築
- 自治体フロントヤード改革推進手順書の作成
 - ・R7.5 第1弾モデル事業の成果を踏まえ、手順書を作成・公表
 - ・R7.6～ 第2弾モデル事業の成果を踏まえ、手順書改訂検討
- 横展開に向けた国の支援
新しい地方経済・生活環境創生交付金、デジタル活用推進事業債、各種アドバイザー派遣
- 全国の取組状況の見える化
 - ・R6.8 ダッシュボード作成、公表(R5.4.1時点) ※R6.4.1時点への更新は近日中公表予定
- ポータルサイトの作成、事例紹介
 - ・R7.5 自治体フロントヤード改革特設サイト公開 手順書のほか、動画や事例も紹介

自治体フロントヤード改革の推進状況

3. 自治体における取組状況

フロントヤード改革の取組状況の推移（市区町村）

年度			窓口改革に取り組んでいる自治体数（％）				
取組内容			全市区町村	団体区分別			
				特別区	指定都市	市	町村
令和5年度	自宅	オンライン申請システム	62.3 (1079団体)	91.3 (21団体)	100.0 (20団体)	79.3 (608団体)	46.6 (430団体)
		申請支援システム	15.9 (276団体)	39.1 (9団体)	90.0 (18団体)	22.2 (171団体)	8.4 (78団体)
		AIチャットボット	19.2 (334団体)	65.2 (15団体)	60.0 (12団体)	29.9 (231団体)	8.2 (76団体)
		チャット相談	4.9 (85団体)	21.7 (5団体)	40.0 (8団体)	7.1 (55団体)	1.8 (17団体)
	近場	予約システム	17.6 (306団体)	60.9 (14団体)	70.0 (14団体)	28.2 (218団体)	6.5 (60団体)
		リモート窓口	8.2 (143団体)	17.4 (4団体)	25.0 (5団体)	14.5 (112団体)	2.4 (22団体)
	庁舎	移動窓口	3.0 (52団体)	0.0 (0団体)	10.0 (2団体)	4.7 (36団体)	1.5 (14団体)
		書かない窓口	20.9 (363団体)	47.8 (11団体)	60.0 (12団体)	31.0 (239団体)	10.9 (101団体)
		ワンストップ窓口	27.9 (485団体)	52.2 (12団体)	55.0 (11団体)	36.7 (283団体)	19.3 (179団体)
令和6年度	自宅	マイナポータルを活用した電子申請サービス (引越し手続サービスを除く)	82.1 (1429団体)	100.0 (23団体)	80.0 (16団体)	94.3 (723団体)	72.3 (667団体)
		汎用的電子申請システム	71.2 (1240団体)	100.0 (23団体)	100.0 (20団体)	91.8 (704団体)	53.4 (493団体)
		申請支援システム	15.9 (277団体)	52.2 (12団体)	90.0 (18団体)	26.4 (204団体)	4.6 (43団体)
		AIチャットボット	21.2 (369団体)	78.3 (18団体)	70.0 (14団体)	33.3 (257団体)	8.6 (80団体)
	近場	予約システム	22.1 (384団体)	82.6 (19団体)	75.0 (15団体)	37.8 (292団体)	6.3 (58団体)
		リモート窓口	8.6 (150団体)	21.7 (5団体)	20.0 (4団体)	15.3 (118団体)	2.5 (23団体)
	庁舎	移動窓口	4.7 (82団体)	4.3 (1団体)	0.0 (0団体)	8.0 (62団体)	2.1 (19団体)
		書かない窓口	30.2 (525団体)	52.2 (12団体)	60.0 (12団体)	43.9 (339団体)	17.5 (162団体)
		ワンストップ窓口	28.6 (498団体)	56.5 (13団体)	50.0 (10団体)	39.0 (301団体)	18.8 (174団体)

（注1）図中の値は、各年度4月1日時点の値

（注2）「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

（注3）オンライン申請システム：申請・届出等手続をオンライン化するためのシステム

（注4）マイナポータルを活用した電子申請サービス：マイナポータルの手続の検索・電子申請機能で、地方公共団体が提供する行政サービスを、国民が検索・電子申請できるようにするサービス（びったりサービス）

（注5）汎用的電子申請システム：びったりサービスを除いた、自治体独自のオンライン申請サービス（自治体が独自に構築したものや SaaS 等の一般的なシステム）をいう。

（注6）申請支援システム：Web上で簡単な質問に答えることで、必要な手続、持ち物、手続場所などを調べることができるシステム

（注7）AIチャットボット：人工知能を活用した自動会話プログラム

（注8）予約システム：Web上から窓口予約できるシステム及び庁内に設置されている端末から窓口予約できるシステム

（注9）リモート窓口：本庁舎と支所・出張所等と間をオンラインでつなぎ、ビデオ会議システムを通じて相談業務等を行う窓口

（注10）移動窓口：通常は庁舎で行っている窓口業務を、市町村職員が車両等に載って移動し、移動先で行う窓口

（注11）書かない窓口：来庁者又は来庁予定者が行う手続における各種申請書等への記入について、デジタル技術を用いて簡便化しているもの

（注12）ワンストップ窓口：1カ所の窓口カウンターで完結すること（相談等の専門性が高い業務は除く）を想定。別の課（同じフロアも含む）に案内するケースは除く

（出典）総務省「自治体DX・情報化推進概要」を基に作成

自治体フロントヤード改革の概要

- 多くの地方公共団体において、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要がある。これにより、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要。

住民利便性の向上

- ・ **いつでもどこでも手続**ができる
- ・ 待ち時間なく、**すぐに手続**ができる
- ・ 同じ内容を何度も書かない。複数手続を**まとめて申請**できる
- ・ 必要な**手続・書類などに迷わず**行政サービスを利用できる



職員の業務効率化

- ・ 職員の**手続処理に係る時間を削減**できる
- ・ 窓口混雑緩和により職員の**心理的負担が軽減**できる
- ・ データ対応により**人為的ミスを抑制**、分析により**更なる業務の見直し**ができる



業務効率化により生まれた人的リソースを、企画立案業務や相談業務等にシフト
住民の希望に沿った窓口の実現など、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供

自治体フロントヤード改革の概要(イメージ)

従来の窓口業務

住民



職員

窓口混雑による心理的負担

膨大な紙の作業

手入力によるミスの発生

窓口対応

多くの自治体で起きていること

住民

○証明書はコンビニ交付で来庁不要

▲オンライン申請導入

△書かない窓口導入



デジタルツール導入で住民利便性向上



→利用率が低い

→データ連携なし

職員



業務フローが変わらず職員はラクになっていない

窓口対応

紙の打出

打込作業
(ミスも発生)

目指す姿 (窓口DX)

手続は原則オンライン化

コンビニ交付

オンライン申請でいつでも申請可

来庁予約で待たない

窓口対応を希望する住民

複数手続を1箇所の窓口で

丁寧な相談対応

書かない窓口



デジタル対応に合わせた最適化された業務フロー

人手を介さないデータ連携

事務負担軽減
ミス抑制

手続処理
時間削減

標準準拠システム

住民利便性向上



職員業務効率化



人的リソースを企画立案業務や相談業務等にシフト
より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供

自治体フロントヤード改革モデル事業（令和5年度補正予算）採択団体一覧

人口 ～1万人	北海道	上川町	0.3万人	○オンライン申請や窓口の統合、窓口案内システム等の導入により窓口職員を減らし企画業務等に振分け	
	鹿児島県	瀬戸内町	0.8万人	○オンライン申請やリモート窓口、郵便局への委託等により3つの有人離島でも行政サービスを提供	
人口 1万～5万人	三重県	明和町	2.3万人	○子育て世代をターゲットに行政手続をデジタル完結 ○徹底的なBPRによりバックヤード業務の20%削減を目指す	
	島根県	江津市	2.2万人	○オンライン申請、コミュニティセンターへのセルフ端末・リモート窓口設置により公共交通空白区域の利便性向上	
	鹿児島県	指宿市	3.8万人	○「ぴったりサービス」を「書かない窓口」にも応用することでデータ・システムを統一化し全体的な業務を効率化	
人口 5万～10万人	愛知県	みよし市	6.1万人	○汎用性の高いエンドツーエンド(申請～通知)のデジタル化 ○改革による余剰スペースの交流エリアへの活用にも取り組み	
人口 10万～30万人	青森県	八戸市	21.9万人	○書かない・待たない・来ない窓口サービスの導入で申請手続の40%をデジタル化し、将来的に連携中枢都市圏へ展開	
先駆的モデル	高度なデータ分析	山形県	酒田市	9.7万人	○システムから取得したデータのダッシュボード化・分析、多様なKPIの設定により継続的な業務改善プロセスを確立
		静岡県	裾野市	4.9万人	○システムの処理記録と市民の声のデータベース化、分析結果のダッシュボード化により日常的なサービス改善を実施
	周辺自治体との連携	三重県	紀北町	1.4万人	○窓口の多様化やバックヤードとのデータ連携、委託可能業務の外部委託の周辺自治体との共同運用・実施を目指す
	バックヤードの集約処理	東京都	八王子市	56.1万人	○支所機能を維持しつつ、データ対応・タスク管理により各支所に審査業務等を調整配分し仮想的に業務を集約化
		福岡県	北九州市	92.3万人	○事務集約処理センターを設置し定型・大量のバックヤード業務を1カ所で集約処理(業務量の多い福祉分野を対象)

自治体フロントヤード改革モデル事業（令和6年度補正予算）採択団体一覧

人口 ～1万人	山形県	西川町	0.5万人	○9割近いマイナンバーカード保有率を活かした、オンライン申請・デジタル通知の推進・導入 ○高齢者対応を意識した職員が移動するワンストップ窓口	
人口 1万～5万人	佐賀県	嬉野市	2.5万人	○コンシェルジュ（職員）配置やリモート窓口等により庁舎統合で縮小される庁舎の窓口機能を維持・向上 ○R5年度モデルを発展させた汎用性の高い改革モデル	
人口 5万～10万人	大阪府	河内長野市	9.9万人	○オールドニュータウンを抱える団体のデジタルディバイド対策（申請書作成をサポートする書かない窓口の導入等） ○予約システム・セルフ端末の充実による業務効率化を実現	
人口 10万～30万人	宮崎県	延岡市	11.4万人	○デジタルネイティブ世代が多い出産・子育て手続きを対象に、申請から通知までを一気通貫でデジタル化 ○住民の声を収集・反映させるサイクルを徹底	
	島根県	出雲市	17.3万人	○中山間地域住民や高齢者の移動負担、外国人住民の言語課題を複数デジタルツールで解消 ○データ対応の徹底によるダブルトラックの解消	
先駆的モデル	他自治体等との連携	山口県	宇部市	15.8万人	○県内自治体との事務の共同委託を見据えたりリモート窓口・DXコールセンターの導入 ○地元高専と連携したデータ分析による業務改革
	データ連携等によるバックヤード業務効率化	兵庫県	神戸市	149.3万人	○年間約145万時間に及ぶバックヤード業務のボリュームゾーンを捉えてフロント・バックを一気通貫で効率化 ○申請情報の自動入力・審査、起案文書の自動登録等を導入
	住民情報の活用に向けたシステム開発	茨城県 静岡県	つくば市 浜松市	26.0万人 78.5万人	○行政課題（公共施設の最適配置、保育施設の需要分析等）に対応するため、保有データを庁内で活用できるよう抽象化するシステムを開発（共同提案）

フロントヤード改革の横展開に向けた取組

I フロントヤード改革推進手順書の作成

やるべきことや留意点がわかる改革の手順書を作成し、ポイント・効果・国の支援等を普及啓発

改革のポイント

Point 1 首長の強いリーダーシップや窓口業務にあたる職員の理解等、全庁一丸となった体制の構築

Point 2 ニーズや業務等を分析し、課題・実状を踏まえた取組を選定
都道府県や周辺自治体等と連携し、デジタルツールの共同調達・共同利用を検討

Point 3 住民利便性向上と職員業務効率化の両方を実現するため、バックヤードも含めた業務フローの見直しが重要

Point 4 費用対効果を検討し、運用開始後も定期的に検証

Point 5 データ利活用、バックヤード業務の効率化、庁舎空間の見直し等も実施し、更なる住民利便性向上や業務効率化を実現

効果

モデル回体の実証をもとに仮想の回体（5万人規模程度）で試

- | | | |
|----|--|-------------|
| 住民 | ■ オンライン申請：移動時間 7,650時間削減
（年8,500件×54分削減/件（移動片道27分×2）） | |
| | ■ 書かない窓口：手続時間 1,033時間削減
（年31,000件×2分※1削減/件（手続時間）） | ※1 申請書記入時間等 |
| 職員 | ■ オンライン申請：手続時間 1,133時間削減
（年8,500件×8分削減/件（手続時間）） | |
| | ■ 書かない窓口：手続時間 1,550時間削減
（年31,000件×3分※2削減/件（手続時間）） | ※2 確認・入力時間等 |

II 財政支援

・新しい地方経済・生活環境創生交付金

＜デジタル実装型＞デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援

優良モデル導入支援型【TYPE1】

国費：1億円 補助率1/2

・デジタル活用推進事業債

1. 対象事業例

（1）行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

（対象例）

- ・オンライン申請や書かない窓口の導入又は改修
- ・申請管理システムの導入
- ・データ連携に必要となる基幹業務システムの改修

2. 財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

3. 事業期間 令和11年度までの5年間

III 人的支援

①各種アドバイザー派遣

- ・フロントヤード改革モデルプロジェクト等説明者派遣事業（総務省行政経営支援室）
- ・窓口BPRアドバイザー（デジタル庁窓口DX推進チーム）等

②市町村支援のためのデジタル人材の確保に係る地方財政措置 等

1. 取組を要することとなった背景・課題

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - 維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生
- これを踏まえ、地方公共団体に、標準化対象20業務について標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立（令和3年5月）

2. 計画期間中の主な取組内容

- 「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」の策定・公表（令和3年7月・第4.0版策定（令和6年9月））
- 標準化PMOツールによる標準準拠システムへの移行作業の進捗状況の把握・情報提供
及び総務省HPでの標準化ダッシュボードによる進捗状況の公表（令和7年5月～）
- 移行の進捗に課題を抱えている団体に対するアドバイザー派遣を通じたプッシュ型の支援の実施
- 標準準拠システムへの移行に要する経費の確保（デジタル基盤改革支援基金：令和6年度補正後7,182億円）
及び特定移行支援システムを念頭に置いた基金設置年限の5年延長（J-LIS法の改正（令和7年5月））
- 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の策定（令和4年10月）・改定（令和5年9月・令和6年12月）
- 「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」のとりまとめ（令和7年6月）

3. 自治体における取組状況

- 完了率※は、都道府県で45.0%、全市区町村で64.9%（標準化PMOツール上で集計：令和7年6月末時点）
※ 完了率 = 標準化PMOツールにおいて「完了」と回答した項目数/移行作業全40項目×100
- 移行完了システムは全体で2,210システム（34,592システム中）、1システムでも移行完了をした団体は319団体（標準化PMOツール上で集計：令和7年6月末時点）
- 原則令和7年度までの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向け、各団体で順次作業中

標準準拠システムへの移行作業に係る取組の進捗率

	進捗率（％）			
			完了率	作業中率
令和 7 年度	全市区町村		64.9	13.2
		指定都市	55.2	11.4
		特別区	72.6	12.1
		中核市	64.0	13.0
		指定都市・中核市以外の市	64.8	13.8
		町村	65.0	12.8
	都道府県		45.0	13.6

(注1) 完了率 =
$$\frac{\text{（「完了」と回答した項目数※）}}{\text{（「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」において示す移行作業全40項目）}} \times 100$$

※当該自治体において作業不要の項目やシステム化されていない等により実施しない項目を含む

(注2) 作業中率 =
$$\frac{\text{（「作業中」と回答した項目数）}}{\text{（「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」において示す移行作業全40項目）}} \times 100$$

(注3) 図中の値は、令和7年6月末時点の値

(出典) 標準化PMOツールの入力データを基に作成

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

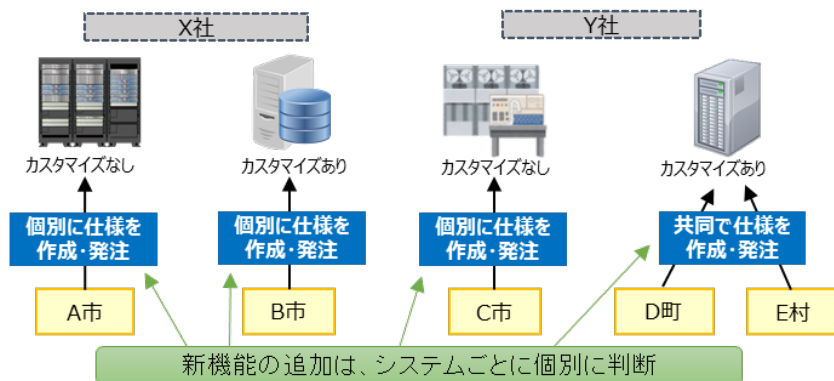
※ 2.0業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

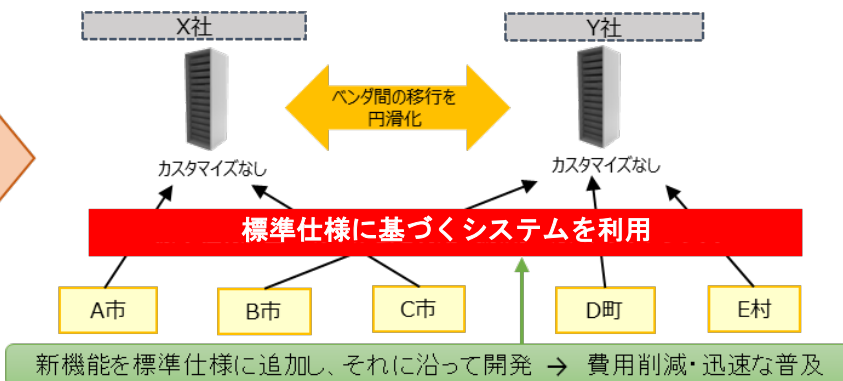
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度(2025年度)までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



自治体情報システム標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組

1. 仕様書の公表

標準化対象業務のうち、住民基本台帳など総務省所管の業務について、「自治体システム等標準化検討会」（R元年8月～）を開始し、システムの機能や様式・帳票の標準仕様を策定し、公表。

住民記録システム
印鑑登録システム
戸籍附票システム

税務システム
・固定資産税
・個人住民税
・法人住民税
・軽自動車税

選挙人名簿管理
システム

2. 手順書の公表

標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、標準化・共通化の作業手順等をまとめた手順書を策定し、公表。

<作業手順等>

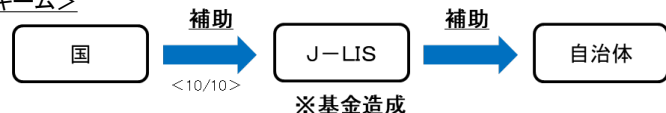
(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価 (PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正、⑱運用開始

3. 財政支援

標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設け、自治体の取組を支援。**基金の設置年限を5年延長（令和12年度末まで）。**

<施策スキーム>



<基金の主な用途>

- ・標準準拠システムへの移行準備経費
(現行システムの概要調査・比較分析、移行計画作成等)
- ・システム移行経費（データ移行等） など

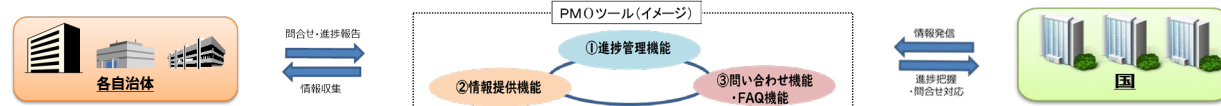
従前の予算額：6,988億円
(うち令和2年度第3次補正予算：1,509億円、令和3年度第1次補正予算：317億円、令和5年度第1次補正予算額5,163億円)

↓ 地方からの要望や経費調査の精査結果を踏まえ

予算額：7,182億円
(令和6年度第1次補正予算額194億円を追加)

4. 進捗状況の把握・情報提供等（PMO）

各自治体における移行作業の進捗状況等を把握するとともに、標準化・共通化に係る助言や情報提供等を体系的に実施。



5. アドバイザー派遣

地方公共団体金融機構が実施する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、移行準備等に関する技術的・専門的な支援を実施。**(R5年度～)**

課題対応アドバイス事業（都道府県・市区町村向け）

標準化、マイナンバーカードの普及を契機として、先進的な業務の効率化や住民の利便性向上に取り組む団体に対する手挙げ型の支援

課題達成支援事業（都道府県・市区町村向け）

R7年度までに、すべての地方団体が標準化に対応できるよう、事業進捗が遅れている団体に対するプッシュ型の支援

啓発・研修事業（都道府県向け）

都道府県が市区町村等の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、当該都道府県に対してアドバイザーを派遣する支援

※ 標準化法共管、共通基準作成などデジタル庁との協議・調整事務

- 標準化の対象となる全34,592システムのうち、令和7年4月末時点で、3,279システム（9.5％）が特定移行支援システムに該当する見込み（令和7年4月4日公表時点から＋290システム）。
 - 特定移行支援システムを有する団体数は1,788団体のうち607団体（33.9％）。
- ※ 上記の他、報告されたが、現時点で特定移行支援システムに該当せず、判断を保留しているシステムが、16システム（5団体）ある。

分 類		システム数	前回公表値 [★]	【参考】左のシステムを有する団体数	前回公表値 [★]
事由1	現行システムがメインフレームで運用されているもの	45	(45)	7	(7)
事由2	現行システムがパッケージシステムではない個別開発システムで運用されているもの	197	(197)	32	(32)
事由3	現行事業者が標準準拠システムの開発を行わないとしているシステムであり、かつ代替システム調達の見込みが立たないもの	188	(188)	99	(97)
事由4	事業者のリソースひっ迫による開発又は移行作業等の遅延の影響を受けるもの等	2,849	(2,559)	553	(494)
合 計		3,279システム (全34,592システムのうち9.5%)	(2,989)	607団体 (重複排除)	(554)

★ 令和7年4月4日に公表した調査結果（令和7年1月末時点）

1. 取組を要することとなった背景・課題

- 全国の自治体で年間推計約4億件の公金納付書が存在し、現状その多くが地方公共団体や金融機関窓口等での対面、現金での支払いとなっており、納付された現金や納付書の取扱いの事務負担の簡素化の余地がある。
- 「規制改革実施計画」(2024年6月21日閣議決定)等に基づき、地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者の利便性向上の観点から、eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組を推進していくこととしている。

2. 計画期間中の主な取組内容

※公金収納におけるeL-QRの活用は、R6.2～重点取組事項に位置付け

- 地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるよう、R6.6に地方自治法を改正
- 関係省庁連絡会議や地方公共団体やシステムベンダーを交えた実務検討会を適時に開催し、制度運用開始に向けた取組方針等を確認。
- R7.1に地方税協同機構から地方税共通納税システムの仕様書が公開されたことを踏まえ、R7.2に総務省より、eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた留意事項等について通知を発出
- R8.9からの制度開始に向け、政省令の改正、ガイドラインの整備、自治体への説明等の対応を進めている。

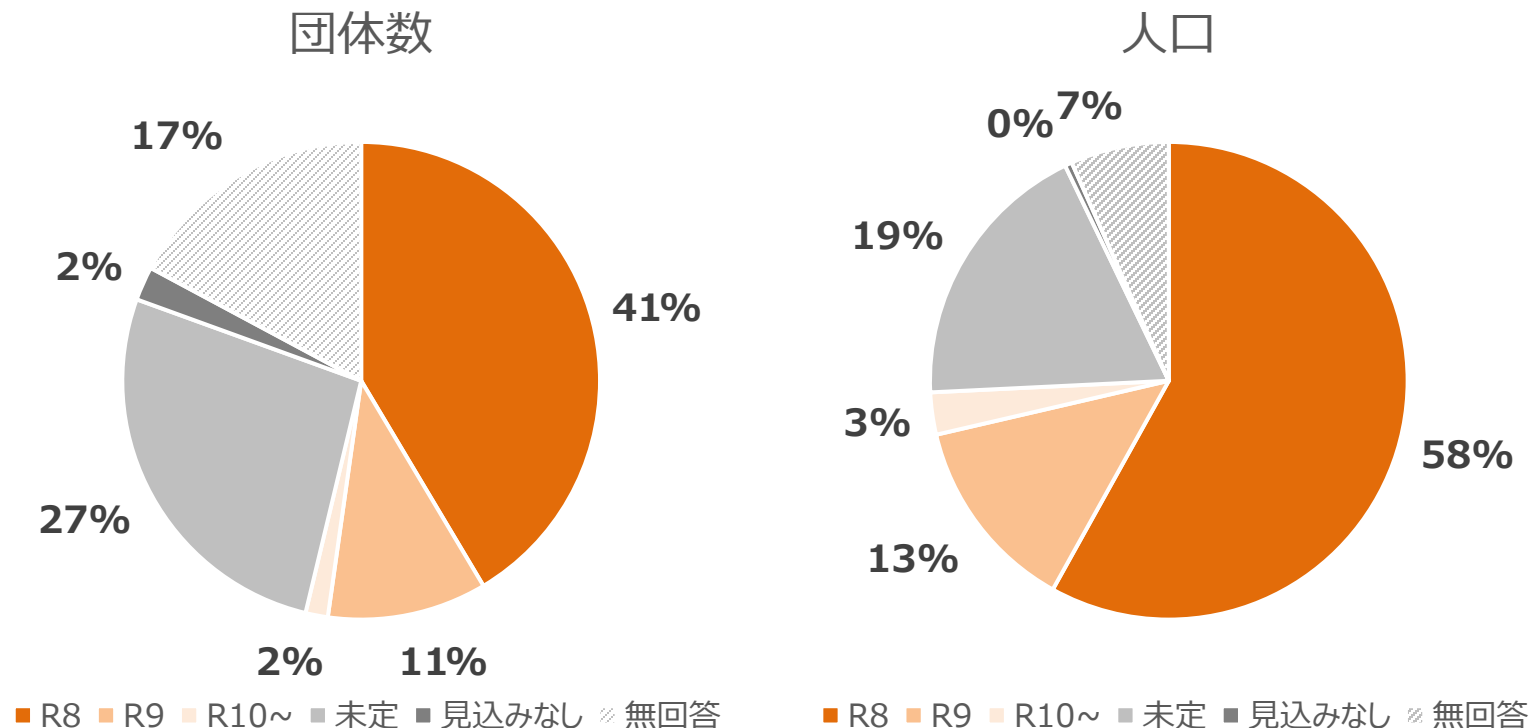
公金収納におけるeL-QRの活用

3. 自治体における取組状況

- 各公金のeL-QRを活用した収納を開始する予定時期(団体数・人口)
 - 団体数ベースで約52%、人口ベースで約71%がR8・9年度中に開始予定と回答
- ・団体数には都道府県を含んでいるが、人口の集計は都道府県を除く。 ※全体が100%になるよう一部調整

公金の種類を問わず、何らかの公金においてeL-QRを活用した収納を開始する予定時期

全団体(1788)の内訳



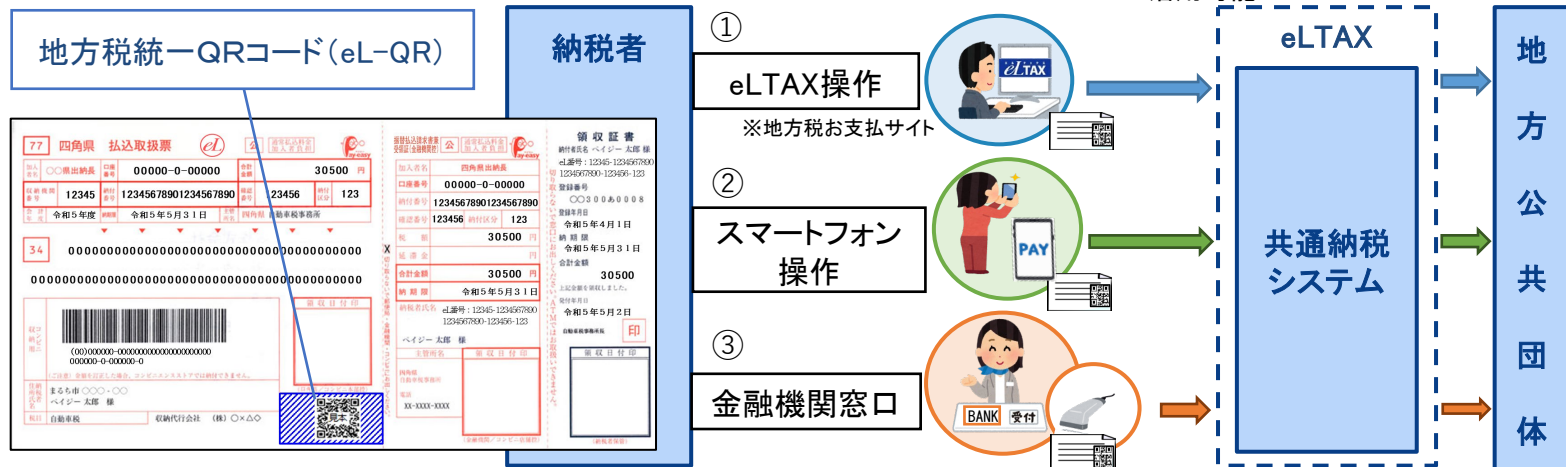
※eL-QRを活用した公金収納は令和8年9月から運用が開始される予定。自治体の導入に向けた取組内容を記載している。

地方公金のeLTAX経由での納付

- eL-QRを活用し、令和8年9月以降、公金の電子納付が可能に
→ 住民や事業者の利便性向上に加え、地方公共団体・金融機関の業務効率化を目指す
- 地方税共同機構、地方公共団体、金融機関、関係省庁と連携して準備を進めているところ
- eL-QRを活用した公金収納のデジタル化に対応するための**財務会計システム等の改修にかかる経費について、令和7年度より新たに創設するデジタル活用推進事業債の対象とする**

■ eLTAXを通じた電子納付（イメージ）

地方税の全税目で活用可能 **+** 地方公金へ拡大



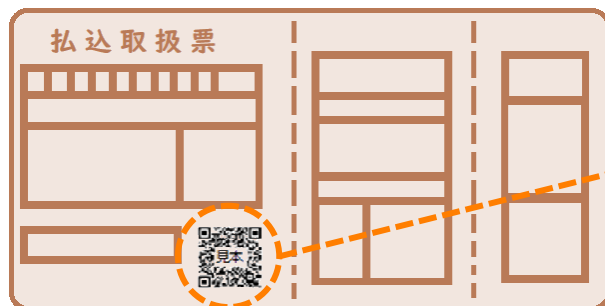
eL-QRを活用した公金納付の対象

- ア いずれの団体も相当量の取扱件数がある公金
(**国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料**)
- イ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金 (**道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等**など)
- ウ 普通会計に属する全ての公金（歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。）並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金および下水道使用料

eL-QRを活用した公金収納のデジタル化で実現すること

保険料や水道料金など自治体の公金収納のために推計で年間4億件近い納付書が作成され、その多くが紙・対面での支払

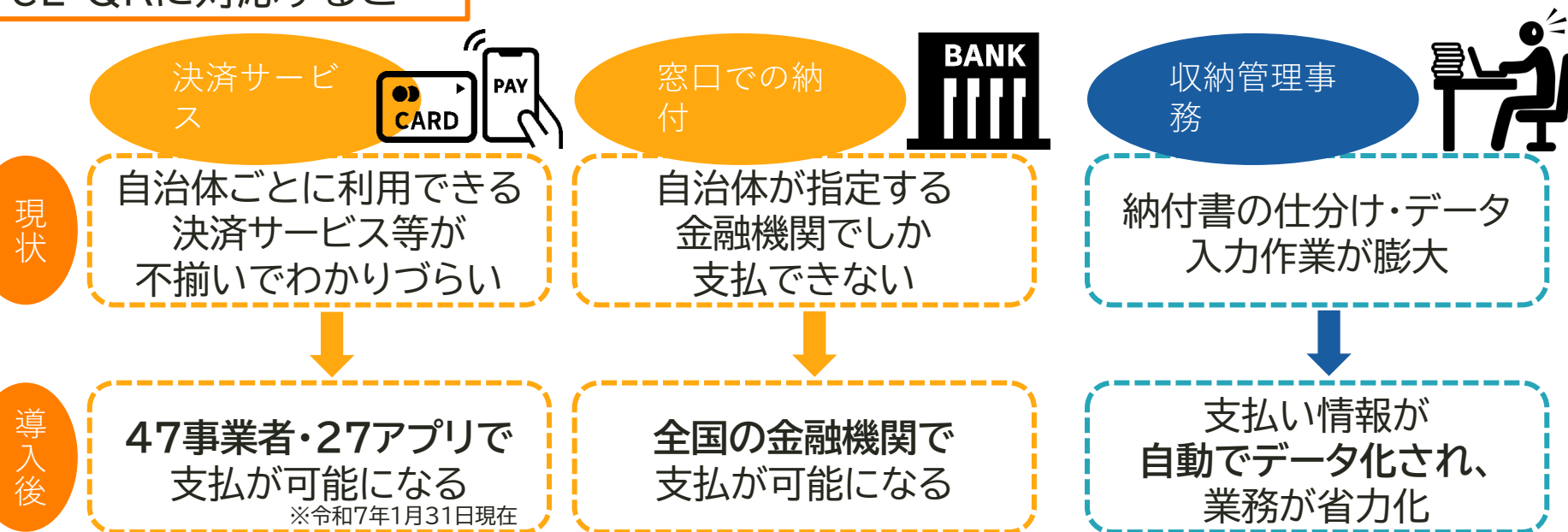
→ 統一のeL-QRを活用し、支払い手段の多様化と収納管理事務の省力化が可能に



eL-QRを表示

- ・ 財務会計システムなど、収納管理に使用しているシステムにコード作成、ファイル連携機能を追加することで可能
- ・ 自治体と決済事業者の契約事務は不要

eL-QRに対応すると…



マイナンバーカードの普及促進・利用の推進に係る取組状況

1. 取組を要することとなった背景・課題

- マイナンバーカードは対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールである。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）において、「マイナンバーカードの普及拡大が社会全体のデジタル化のカギを握っていることから、国は地方公共団体と協力して、マイナンバーカードの普及に全力を挙げて取り組む」こととされ、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）においても、「令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進する」こととされたため、国と地方公共団体が連携して普及に取り組む必要があった。

2. 計画期間中の主な取組内容

※マイナンバーカードの普及促進は、R2.12～重点取組事項に位置付け

- **交付体制の整備及び申請促進に係る取組**
 - ・ マイナンバーカード交付事務費補助金において、市区町村のカード交付に要する経費について支援（平成28年度当初予算～）
 - ・ テレビCM、新聞広告等を用いた広報活動（R2年度第3次補正予算）
 - ・ 地域における出張申請受付キャンペーンの展開（R2年度第3次補正予算）
 - ・ 全国の携帯ショップにおける申請サポート事業（R3年度補正予算）
 - ・ マイナポイント第2弾（R4.1～R5.9）を踏まえつつ、QRコード付き交付申請書を再々送付（R4.4）
- **カードの取得を希望する方への円滑な取得環境の整備**
 - ・ R3.12～出張申請受付の推進、出張申請受付等の取得促進に係る取組事例の横展開
 - ・ R4.12～R5.8 「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」（デジタル庁、総務省、厚労省）において、カードの取得に課題のある方が円滑に取得できる環境整備について検討
→福祉施設・支援団体の方向けのマイナンバーカード取得・管理マニュアルの策定 等
 - ・ R5.12 暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードの導入
 - ・ R6.12 申請から原則1週間で交付できる特急発行の仕組みの構築
1歳未満の者に係る顔写真なしマイナンバーカードの導入
出生届とマイナンバーカードの申請様式の一体化

マイナンバーカードの普及促進・利用の推進に係る取組状況

3. 自治体における取組状況

マイナンバーカードの交付状況及び保有状況の推移

年度	人口に対するマイナンバーカードの累計交付枚数率（％）			
	全国	団体区分別		
		指定都市	特別区・市	町村
令和3年度	41.0 (51,871,720枚)	43.1 (11,865,268枚)	40.8 (36,080,688枚)	36.8 (3,925,764枚)
令和4年度	57.1 (71,905,789枚)	58.4 (16,043,067枚)	56.8 (49,889,684枚)	56.6 (5,973,038枚)
令和5年度	77.7 (97,451,003枚)	77.3 (21,227,798枚)	77.7 (68,020,364枚)	78.6 (8,202,841枚)
令和6年度	84.5 (105,562,941枚)	83.6 (22,953,074枚)	84.7 (73,754,496枚)	85.8 (8,855,371枚)

年度	人口に対するマイナンバーカードの保有枚数率（％）			
	全国	団体区分別		
		指定都市	特別区・市	町村
令和6年度	77.1 (96,314,449枚)	76.5 (21,012,897枚)	77.2 (67,231,562枚)	78.1 (8,059,538枚)

（注1） 図中の値は、いずれも各年度の12月31日時点の値（人口に対する累計交付枚数率、保有枚数率は、同年1月1日時点の住基人口に対する割合）

（注2） 「団体区分別」内の「特別区・市」には「指定都市」を含まない

（注3） 保有枚数は、現に保有されているカードの枚数（交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの）

（出典） 総務省「マイナンバーカード交付状況について」を基に作成

マイナンバーカードの取得促進に向けた広報事業を、年度内にかけて次のとおり実施

I. カード未取得者の多い年齢層をターゲットとして各種メディアでの広報の実施

- ・広報戦略を作成し、テレビCM・新聞広告等を用い、情報発信
- ・その他、各メディア（ラジオ、WEB（Yahoo! Japan、LINE、YouTube）、雑誌等）を活用し、効果的な広報を実施

II. カード申請促進活動の展開

- ・国が主体となり、全国のショッピングセンター・ターミナル駅等に臨時の申請受付窓口を設置（全国500ヶ所）し、あわせて、カードの申請促進キャンペーンを展開
- ・日本行政書士会連合会に委託し、高齢者施設やショッピングセンター等で、申請サポートを実施する事業を全国で展開



テレビCM



新聞広告（月1回の掲載）

ケータイショップにおけるマイナンバーカードに係る申請サポート事業

1. 目的

マイナンバーカードの更なる普及促進のため、携帯電話ショップにおいて、携帯電話の契約等のために店舗を訪れた方に向けて、マイナンバーカード申請の声かけを行い、申請までサポートする。これにより、これまで申請の機会のなかった方に対して、効果的に申請を促すとともに、市区町村窓口職員の負担軽減も図ることとする。

2. 事業概要

(1) 契約先

一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会

(共同事業体構成員) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

(2) 実施店舗

全国のドコモ、KDDI及びソフトバンクの店舗 約8,000カ所

※UQスポット及びワイモバイルショップを含む。

(3) 申請サポート受付期間

令和4年7月27日～令和5年3月下旬

(4) 予算額

約133億円

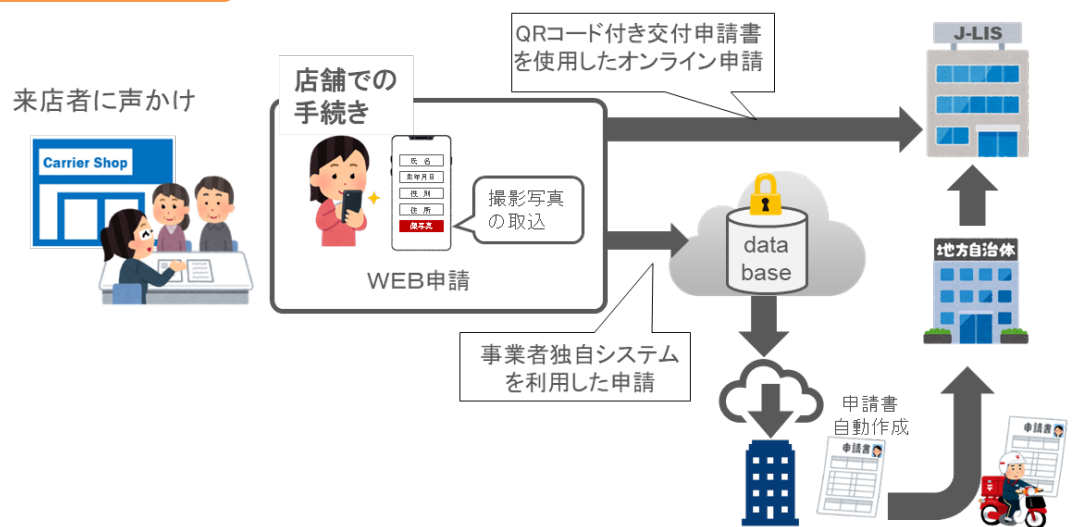
※主に1件あたり1,800円の成果報酬額により構成

3. 実績(7/27～3/21(事業終了))

2,853,399件

※1日あたりの平均申請受付数:約11,989件

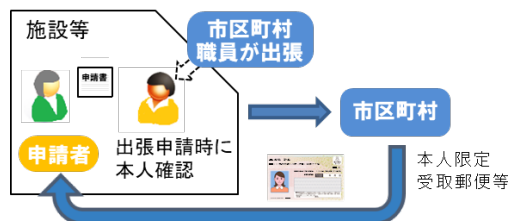
事業の流れ



- ・ マイナンバーカードの取得に課題がある方が円滑にカードを取得いただくための環境整備として、出張申請受付（市区町村職員が施設や個人宅等に出張し、申請時に本人確認を行うことにより、後日、カードを郵送により交付する）や出張申請サポート（委託事業者等が施設や個人宅等に出張し、申請書の記入補助や顔写真撮影等を行う）等を施設等で行っていただく際の手続の流れを記載したマニュアルを策定
- ・ マニュアルではカードの取得方法だけでなく、施設等がカードを管理する際の留意点や顔認証マイナンバーカードも紹介

施設等に対するマイナンバーカードの取得支援策

（１）市区町村職員による出張申請受付



- ・ 市区町村職員が施設等に出向き、一括して申請を受付
- ・ カードは郵送され、申請者は役所に出向かずに受け取ることができる
- ・ 施設等だけでなく、希望する個人宅等を訪問する方式もあり

（２）その他のサポート

申請時

市区町村の委託事業者等が、施設や個人宅等に出向き、申請書の記入補助や顔写真撮影等を実施する申請サポート方式もあり

交付時

この場合は、交付の際に役所に来庁が必要だが、交付申請者の来庁が困難な場合には、申請者が指定する者が本人に代わって交付を受けることができる

※申請時・交付時のサポートは、施設等の職員が行うこともできる。また、施設等の職員が行う当該サポートに対して市区町村が助成を行う場合は、国の補助金の対象となる。

（参考）施設側での管理方法について

- ・ 紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管する
- ・ 管理の記録をつける
- ・ 職員のうち管理を行う者の範囲を定める など

- ・ 施設入所者ご本人が管理する場合、紛失に注意いただいた上でカードを管理。

（本人の同意を得て、家族が管理することも可能）

- ・ 本人管理が基本だが、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することもできる。

※ 資格確認書の管理については、ご本人が管理する以外に、現行の健康保険証と同様に、施設等で管理することが可能。

顔認証マイナンバーカード（暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード）

- ・ 暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定したマイナンバーカード。
- ・ 希望する者を対象とし、カードの申請・交付のための来庁時に併せて手続を実施。代理人での手続も可能。

マイナンバーカード取得の円滑化に向けた環境整備の事例

自治体において、介護施設や個人宅への出張申請など、窓口への来庁が困難な方に対する申請促進活動を実施。

○介護施設へ出張申請（静岡県焼津市）

概要

- ▶ 窓口に来庁することが困難な高齢者にマイナンバーカードを取得していただくことを目的に、市内の介護施設で出張申請受付を実施。
- ▶ カードを取得していない入所者や施設職員に対し、市の職員が顔写真を撮影し、申請書の記入方法を説明。完成したカードは、後日、書留郵便等で施設に郵送。



出張申請の様子

○個人宅での出張申請受付（石川県宝達志水町）

概要

- ▶ 窓口への来庁が困難と考えられる高齢者を対象に、個人からの申込に応じて、個人宅において出張申請受付を実施。
- ▶ 町の広報誌で、個人宅での出張申請受付を実施している旨周知。申込があった方やその家族と連絡を取り、本人確認書類等の準備物について確認した上で訪問する。
- ▶ 完成したカードは申請者宅に郵送する。

（令和5年3月以降に新規申請した皆さんへ）
マイナンバーカード交付申請で
0のカードプレゼント！ 要：顔写真撮影 2,200円（税別）

※写真は、顔写真の撮影として、3月31日以前までにマイナンバーカードを初めて申請した人に、申請のコンピュータシステム上で顔写真撮影できる0のカード（マイナンバーカード）を0円でお渡しします。
2枚目の写真撮影は別途2,200円（税別）が必要です。
申請からカード交付まで1か月かかります。お早めに申請してください。

マイナンバーカードの申請外受付・
マイナポイントの申請外申し込み受付
※マイナポイント（最大20,000円）の申し込み受付は、マイナポイントの申請外申し込み受付と併せて行います。

※マイナポイントの申し込みは、マイナポイントの申請外申し込み受付と併せて行います。
※マイナポイントの申し込みは、マイナポイントの申請外申し込み受付と併せて行います。

4月1日からのマイナポイントの申請外申し込み受付
14日（金）～20:00
15日（土）9:00～12:00

マイナンバーカード自宅出張申請サービス
～電話一本で電話が自宅に～

※顔写真撮影にお申し込みしていただく方には、マイナポイント（最大20,000円）の申請外申し込み受付と併せて行います。
※マイナポイントの申し込みは、マイナポイントの申請外申し込み受付と併せて行います。

4月1日から
コンビニなどの証明写真機で100円弱になります

証明写真機	コンビニ	証明写真機
証明写真機	2,000円	3,000円
証明写真機	2,000円	3,000円
証明写真機	2,000円	3,000円
証明写真機	2,000円	3,000円
証明写真機	2,000円	3,000円

※マイナンバーカードを申請してコンビニで証明写真を撮影した方には、マイナポイント（最大20,000円）の申請外申し込み受付と併せて行います。

広報誌



出張申請受付の様子

顔認証マイナンバーカード

顔認証マイナンバーカードとは

- ・ご高齢者やそのご家族、福祉施設等から、暗証番号の設定や管理に不安があることのご意見があることを踏まえ、これらの方々が安心してカードを取得し、利用できるよう、利用者証明用電子証明書の利用に係る本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカード
 - ・令和5年12月15日(金)導入
- ※健康保険証としての利用を想定

申請方法

- 対象者:希望する者(代理人による手続も可能)
- 取得の方法

市区町村の窓口 または
出張申請 で申込

顔認証マイナンバーカード
の交付

- ・カードの申請・交付のための手続に併せて実施
- ・カード取得済みの場合は、随時設定の切替手続を実施(即日対応)

(顔認証マイナンバーカードイメージ)



利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用
- ・券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別等)を用いた本人確認書類としての利用

ポイント
顔写真入りのため
悪用は困難

利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続
などの暗証番号の入力が必要なサービス

ポイント
暗証番号管理の
不安が無くなる

【健康保険証利用登録が未登録の場合の登録方法】

- (1)市町村窓口又は出張申請先において、本人に利用登録の希望を確認し、市町村職員による利用登録手続の同意を得て支援。
- (2)(1)以外の場合(代理交付の場合を含む)は、医療機関・薬局で登録(顔認証付きカードリーダーによる顔認証又は目視確認での登録が可能)

交付枚数:81,866枚(令和7年5月末時点)
※新規交付と切り替えを区別できないため、併せた枚数

マイナンバーカードの特急発行の仕組みの創設

- カードの健康保険証としての利用を念頭に、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に、申請から住民に届くまでの期間を**原則1週間に短縮**。(法改正等措置済)

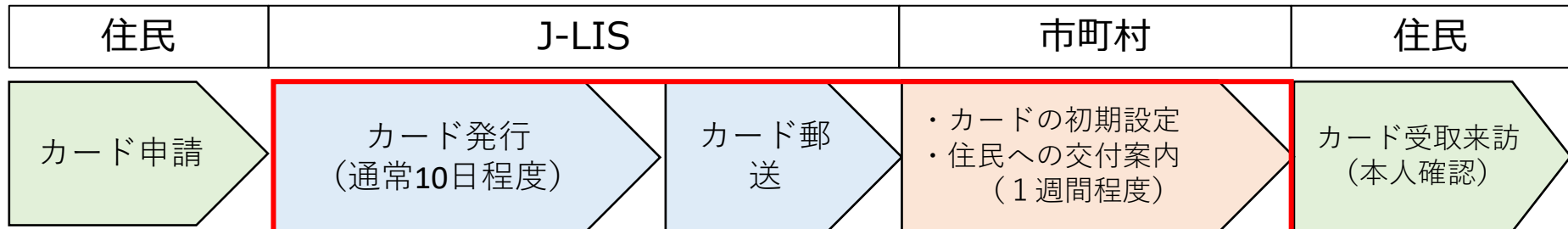
処理能力: 1万人/日

対象者 : 紛失した者、新規出生者、国外からの転入者 等 (推計対象者数: 6,000～7,000人/日)
特定在留カード(R8～)

- 申請時に市町村役場へ来庁して本人確認を行い、カード発行者のJ-LIS(※)が住民に直接カードを送付。

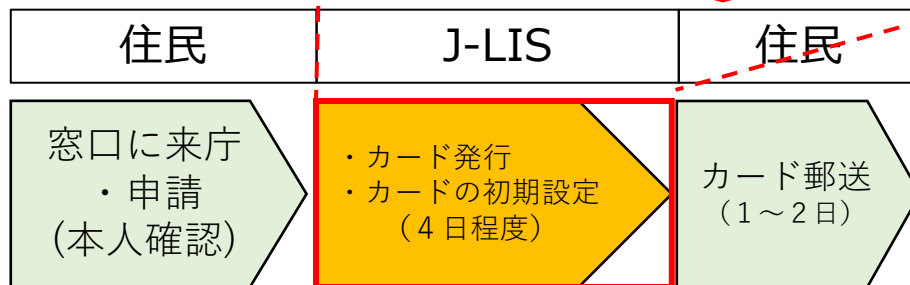
現在：約 3 週間程度

(※)J-LIS(Japan Agency for Local Authority Information Systems): 地方公共団体情報システム機構



**大幅に
短縮(※)**

特急発行：原則 1 週間



(※) 通常市町村で実施することとされている事務を特に速やかな交付が必要な者についてJ-LISが代わりに対応することで大幅に短縮

顔写真なしマイナンバーカード及び出生届との一体化について

新規出生者については、医療機関の受診等のため速やかにカードを交付する必要であることから、特急発行の対象とすることに加え、以下のとおり対応。（法改正等措置済）



①顔写真なしのマイナンバーカード

- 申請時に規格にあった写真（正面、無背景 等）の撮影が負担との声等※を受け、申請者が1歳未満である場合、例外的に顔写真の添付を不要とするカードを導入

※ 通常、親権者が各種手続を行い、乳幼児が単独で顔写真なしカードを用いて本人確認を行う場面は想定されないこと等も考慮

- 暗証番号の入力によりマイナ保険証として利用可能

（イメージ）



②出生届との一体化

- 出生届の提出に併せてカードを申請できるよう、出生届とカード申請様式を一体化（次ページ参照）
- 出生届と同時にカードの申請を行う際は、本人に対して窓口への出頭を求めない

様式

令和6年10月17日付け
法務省通達

受 理 令 和 年 月 日
第 号

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住 民 票 通 知

(1) 生	子の氏名 (外国人のときはローマ字を付記してください)	氏 名	父母との続き柄	□嫡出子 (□男) □嫡出でない子 (□女)
(2) ま	生まれたとき	令和 年 月 日	□午前 時 分 □午後 時 分	
(3) れ	生まれたところ	番地 号		
(4) た	住 所 (方書)	番地 号		
(5) 子	(住民登録をするところ)	世帯主と子の続き柄 □子の他()		
(6) 生	父 母 の 氏 名 生 年 月 日	父 昭和 年 月 日 (満 歳) 母 昭和 年 月 日 (満 歳)		
(7) ま	本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	籍頭者の氏名	番地 号	
(8) れ	同居を始めたとき	平成 年 月 日 [結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください]		
(9) の	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年末満の契約の雇用者は5） ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年末満の契約の雇用者は5） ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年・・・年・・・の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください）		
(10) 父	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
(11) と	その他			
(12) 母	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
(13) そ	その他			
(14) の	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
(15) 他	その他			
(16) 届	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
(17) 出	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
(18) 人	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
(19) 事	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
(20) 件	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
(21) 簿	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
(22) 号	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	

※出生届の手続についてお悩みやお困りごがある場合、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつかず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

無戸籍 法務省

子のマイナンバーカードの申請書はこちら

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

よみかたも必ず書いてください。

□には、あてはまるものに○のようにするしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつけられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

届出人の署名は届出義務者が自署してください。
届出人が署名したあと届書をお持ちになる方は、親族その他の方でもかまいません。
届出義務者は、嫡出子の場合は父または母、嫡出でない子の場合は母です。

■母子手帳を持参してください。

出生証明書

子の氏名	男 女 の 別	1 男 2 女	記入の注意 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 時 分 午後 時 分	
出生したところ及びその種別	出生したところの種別 1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他	出生したところの種別 1～3 施設の名称	体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書くなくてもかまいません。
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル	
単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)		この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
母の氏名	妊娠 週数	満 週 日	
この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)	人 胎	この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えは医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように、2、3の順序に従って書いてください。
1 医師 (住所) 2 助産師 (住所) 3 その他 (氏名)	上記のとおり証明する。	令和 年 月 日 番地 号	

マイナンバーカード申請様式部分

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛 (出生届の届出市区町村長 宛)	個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書
申請にあたり、以下について記入してください。 □氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです □住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます	
①利用者証明用電子証明書増設番号	②住民基本台帳用増設番号【必須】
③利用者証明用電子証明書の発行を希望しない □点字の記載を希望する	④券面事項入力補助用増設番号【必須】
⑤住所以外への送付を希望する場合	⑥送付先電話番号【必須】
⑦住所において個人番号カードの送付を受けることができない理由	
⑧連絡先電話番号【必須】	
(注) ①利用者証明用電子証明書を利用するための増設番号です。 利用者証明用電子証明書……インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。 ②住民票コードをテキストデータとして利用するための増設番号です。 ③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための増設番号です。 ④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。	
※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。 ※電子証明書について、氏名のコンピュータ入力に際して画面上に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。 代替文字を変更した場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。	

セキュリティ対策の取組状況

1. 取組を要することとなった背景・課題

地方公共団体におけるDX化を進めることが急務となるなかで、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることなどから、住民情報等の機微な情報を保有し、国民生活に密接に関係する基礎的なサービスを提供している地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の取組強化を図る必要がある。

2. 計画期間中の主な取組内容

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定（各年度）
- 地方自治法の改正（R6）及び改正地方自治法に基づく総務大臣指針（案）の発出（R7）
- 各都道府県で構築している自治体情報セキュリティクラウドの更新経費への国庫補助（R7）

3. 自治体における取組状況

自治体における情報セキュリティ対策の実施状況の推移

年度	対策内容	情報セキュリティ対策に係る組織体制・規定類を整備している自治体（％）					
		全自治体	団体区分別				
			都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和2年度	CISOを任命	92.8	95.7	100.0	100.0	96.8	89.0
	CSIRTを整備	—	—	—	—	—	—
令和3年度	CISOを任命	91.9	95.7	95.7	100.0	96.0	88.0
	CSIRTを整備	79.8	95.7	91.3	100.0	81.9	76.6
令和4年度	CISOを任命	92.4	95.7	95.7	100.0	96.9	88.3
	CSIRTを整備	79.9	95.7	95.7	100.0	82.1	76.3
令和5年度	CISOを任命	93.6	97.9	100.0	100.0	98.6	88.9
	CSIRTを整備	80.8	100.0	95.7	100.0	82.9	77.2

（注1） 図中の値は、いずれも各年度の4月1日時点の値

（注2） 「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

（注3） CISO：最高情報セキュリティ責任者

（注4） CSIRT：情報セキュリティインシデントに対処するための体制

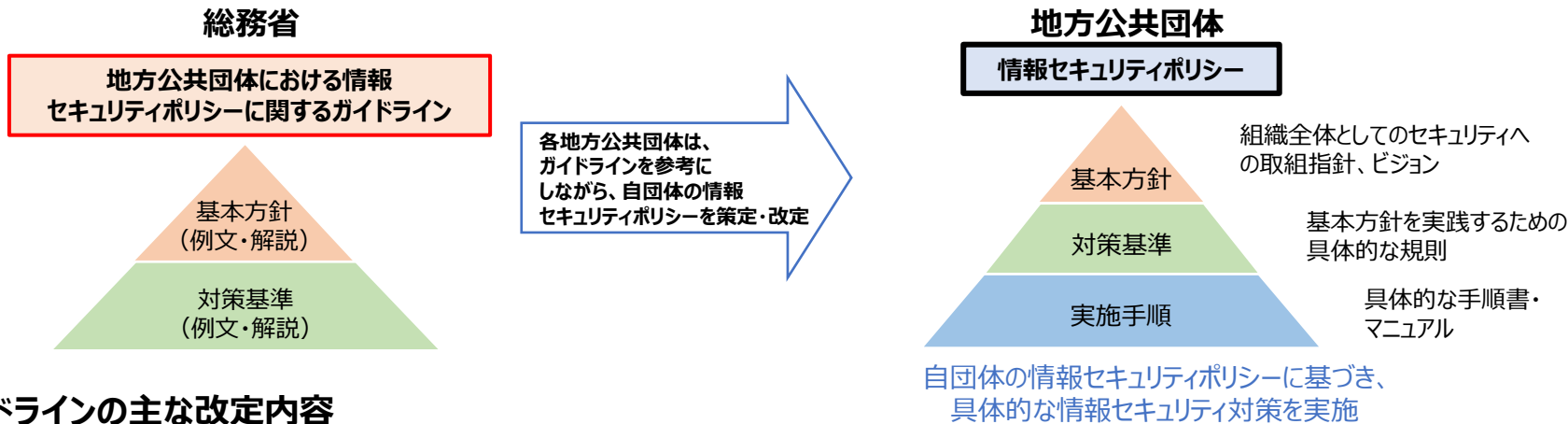
（出典） 総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和2年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和3年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和4年度）」、「自治体情報セキュリティ対策に関する調査（令和5年度）」を基に作成

自治体情報セキュリティ強化対策事業

地方公共団体の業務システムの標準化・共通化やサイバー攻撃の高度化・巧妙化を踏まえ、新たな自治体情報セキュリティ対策の在り方について調査研究を行い、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に反映する。

1. 概要

各自治体のセキュリティ対策の指針として総務省が策定し助言。国における情報セキュリティ対策の動向やデジタル化の動向等を踏まえながら、有識者検討会での議論を経て、**年度ごとに改定を実施**。昨年6月の地方自治法改正等を踏まえ、最新のセキュリティ動向に合わせた技術的な知見に加え、自治体の業務に即した対策を検討することが重要。



2. ガイドラインの主な改定内容

改定時期	改定内容
平成30年9月	平成27年の日本年金機構における情報流出事案を受け、総務省から地方公共団体へ要請を行った「三層の対策」等の情報セキュリティの抜本的強化策の内容を反映
令和2年12月	「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、セキュリティの確保と効率性・利便性向上の両立の観点から、高度なセキュリティ対策を実施することを条件に、インターネット接続系に業務端末を配置するモデルを提示するなど新たな対応策を追加
令和4年3月	令和3年7月の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定や、地方公共団体のデジタル化の動向を踏まえた内容を反映
令和5年3月	標準準拠システム等のクラウドサービスの利用を想定し、クラウドサービスを利用する際の具体的な情報セキュリティ対策の内容を第4編（特則）に反映
令和6年10月	Web会議等の目的で、業務端末からインターネット経由で、特定のクラウドサービスを安全に利用するための対策や、政府統一基準の改定内容に沿った業務委託時における対策、地方公共団体が取り扱う個人情報の重要性を鑑みて、個人情報を自治体機密性3分類に分類することを追加
令和7年3月	令和6年6月の「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会報告書」を踏まえたマイナンバー利用事務系に係る画面転送の方式やLGWAN接続系・マイナンバー利用事務系における無線LAN利用の要件等について新たに規定

地方自治法改正の概要（サイバーセキュリティ関係）

- 地方制度調査会の答申において、国・地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続がますます進展する中で、**地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の実効性を担保**することが必要等の提言があったことを踏まえ、以下の改正を行った。
（令和6年通常国会成立）

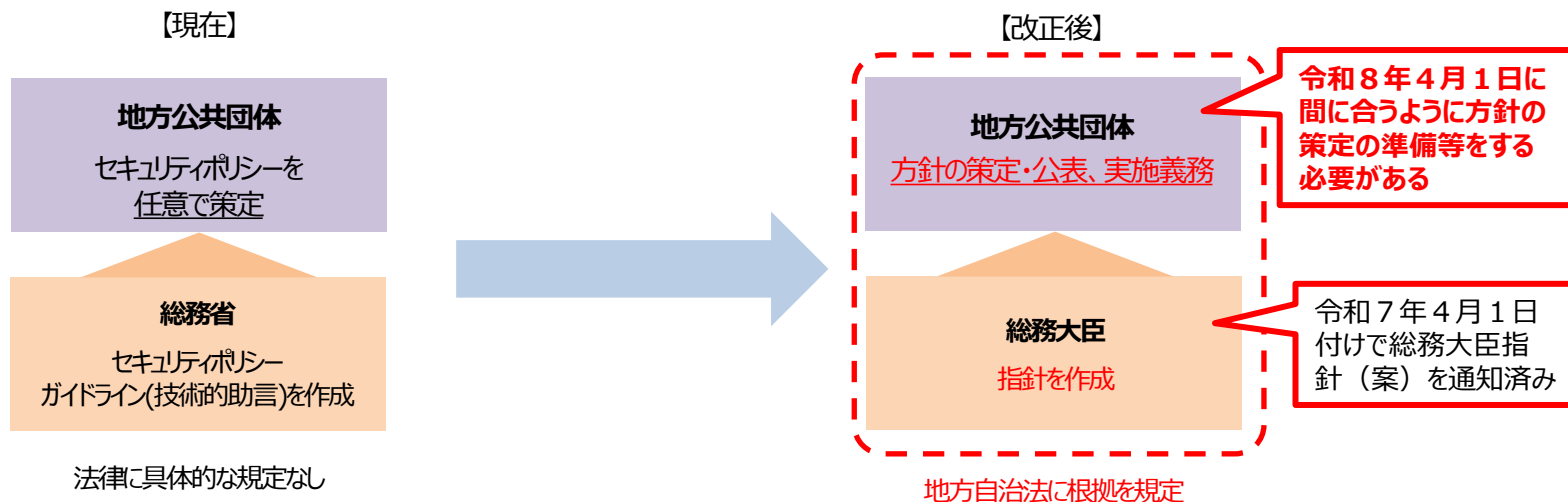
現行制度

- サイバーセキュリティについては、総務省において**技術的助言**として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を示すとともに、各地方公共団体はこれを踏まえ、個々の判断でセキュリティポリシーを定めている。

改正概要

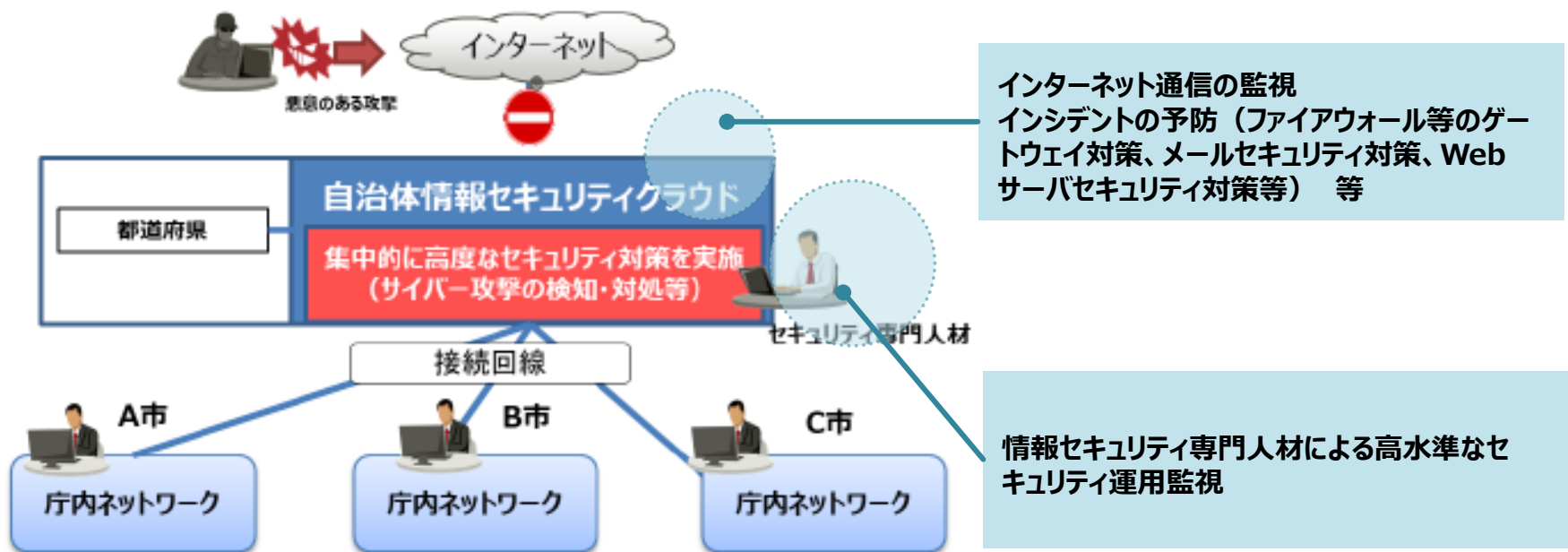
- 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保など**情報システムの適正な利用を図るために必要な措置**を講じなければならない。
- **サイバーセキュリティの確保**について、**地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、必要な措置を講じる。総務大臣は、方針の策定等について指針を示す（令和8年4月1日施行予定）。**

《地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策》



地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業

- インターネットからの脅威に対応するために、情報セキュリティインシデントの早期発見と対処及びLGWANへの不適切なアクセスの監視等の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。
- 自治体情報セキュリティクラウドとは、マイナンバー制度の開始に合わせて、都道府県と市区町村がWebサーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの。**
- 次期自治体情報セキュリティクラウドにおいては、**国が標準要件として、最低限満たすべき事項（必須要件）及び各都道府県の要求水準に応じて導入を検討する事項（オプション要件）を提示し**、民間ベンダにクラウドサービスの開発・提供を依頼することにより、セキュリティ水準の確保とコストの抑制を図る。



自治体情報セキュリティクラウドに関するアンケート調査の結果（令和6年6月実施）

- 47都道府県中43団体から回答があり、回答のあったすべての団体が、現行団体の自治体情報セキュリティクラウドがサイバー攻撃に対し効果的であると回答。

都道府県の回答内容

- ・ IPS、IDS、WAF等のセキュリティ対策によって、99%以上の日々のサイバー攻撃を遮断している。なお、これらのセキュリティ対策を通過したものは、すぐにアラートが届き、危険度レベルに応じた迅速な対応が行われている。
- ・ WAFで1日あたりおおよそ500件の攻撃を検知・防御できている。
- ・ 毎月数百万件の攻撃通信やスパムメールが送付されているが、いずれもセキュリティクラウドにより自治体のネットワークへの侵入は失敗している
- ・ スパムやフィッシングメールなど1日あたり1万件程度を検知・隔離できている
- ・ セキュリティクラウド更新時から現在に至るまでインシデントが発生していない。
- ・ メールにおいても、アンチウイルス機能やスパム対策機能により、不審なメールの破棄、隔離等につき、相当件数の実績がある。
- ・ 悪意のある通信が自治体情報セキュリティクラウドにて防がれ、庁内ネットワークに入らず防ぐことができた。
- ・ SQLインジェクション等の悪意ある攻撃を未然に防いでいることが確認できている。また、マルウェアを検知し、ブロックしている実績がある。

A県の令和5年度実績

- インターネットからの不正なアクセスの遮断等： **ファイアウォール 15.1億セッション／月、IPS 201万セッション／月**
- メール添付のマルウェアの削除： **6,988 件／月**
- スパムメール判定： **347万 件／月**
- 振る舞い検知機器による不審なファイル検知： **1,764 ファイル／月**
- URLフィルタによる不審なサイトへのアクセス遮断： **2,615万 セッション／月**

自治体のAI・RPAの利用推進に係る取組状況

1. 取組を要することとなった背景・課題

- 「自治体戦略2040構想研究会」の第二次報告(平成30年7月)において、労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足する中で、新たな自治体行政の基本的考え方の一つとして、**AIやロボティクス**といった「破壊的技術」を徹底的に使いこなす**「スマート自治体への転換」**が提言された。

また、「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会(スマート自治体研究会)」の報告書(令和元年5月)において、「自治体もベンダも、システムの構築・保守管理といった守りの分野はできるだけ効率化した上で、**AI・RPA等のICT活用**といった攻めの分野へ集中して人的・財政的資源を投資できるような環境を作ることが不可欠である」ことが述べられた。

※「AIやRPAなどのデジタル技術は**地方公共団体の業務を改善する有力なツール**であり、限られた経営資源の中で**持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものである。**」(デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定抜粋))

2. 計画期間中の主な取組内容

- **地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査の公表**(H30から毎年度調査)
自治体(都道府県47団体、市区町村1,741団体)を対象に実施した調査結果を公表
- **自治体におけるAI活用・導入ガイドブックの公表**(R3.6策定、R4.6改訂)
導入前の検討段階において、自治体職員や委託事業者が参考とすることができる内容を整理
- 自治体におけるAI活用・導入ガイドブック<別冊付録>**先行団体における生成AI導入事例集の公表**(R6.7)
生成AI導入済み団体のうち、特に導入・活用に向けて取り組んでいる自治体を取り上げ、導入経緯等を紹介
- **自治体におけるRPA導入ガイドブックの公表**(R3.1策定、R5.6改訂)
自治体においてRPAをなぜ・どのように導入するかを事例に基づき解説し、中小規模を含む様々な自治体のRPA活用を促進
- **AI・RPA導入経費に対する特別交付税措置**(R7年度まで(R元年度設置))
都道府県又は市町村におけるAI・RPAの導入に係る経費について特別交付税措置を講ずる

自治体DX推進計画の進捗状況について

3. 自治体における取組状況

■AI

AIの導入自治体の推移

年度	AI導入自治体 (%)		
	都道府県	指定都市	その他市区町村
令和3年度	100.0	100.0	35.2
令和4年度	100.0	100.0	44.8
令和5年度	100.0	100.0	49.9

AIの機能別導入状況の推移

年度		AIの機能別導入状況 (件)		
	機能	都道府県	指定都市	その他市区町村
令和3年度	音声認識	49	22	360
	文字認識	36	15	378
	チャットボットによる応答	38	12	232
	マッチング	4	2	76
	最適解表示	8	7	32
	画像・動画認識	8	7	49
	数値予測	4	3	14
	その他	17	12	51
令和4年度	音声認識	51	28	520
	文字認識	41	20	472
	チャットボットによる応答	52	19	268
	マッチング	7	3	92
	最適解表示	13	8	46
	画像・動画認識	13	12	71
	数値予測	3	4	13
	その他	18	11	54
令和5年度	音声認識	59	34	621
	文字認識	44	27	493
	チャットボットによる応答	57	21	291
	マッチング	10	4	92
	最適解表示	13	9	60
	画像・動画認識	15	9	70
	数値予測	3	2	8
	その他	18	12	88

(注) 図中の値は、いずれも各年度の12月31日時点の値

(出典) 総務省「自治体におけるAI・RPA活用促進（令和6年7月5日版）」を基に作成

■RPA

RPAの導入自治体の推移

年度	RPA導入自治体 (%)		
	都道府県	指定都市	その他市区町村
令和3年度	91.5	95.0	28.8
令和4年度	93.6	100.0	36.1
令和5年度	93.6	100.0	40.7

RPAの分野別導入状況の推移

年度	機能	RPAの分野別導入状況 (件)		
		都道府県	指定都市	その他市区町村
令和3年度	財政・会計・財務	41	12	315
	児童福祉・子育て	8	14	228
	健康・医療	26	7	170
	組織・職員（行政改革を含む）	21	12	200
	高齢者福祉・介護	11	6	138
	障がい者福祉	11	5	88
	情報化・ICT	8	4	103
	学校教育・青少年育成	10	2	48
	複数分野にまたがる横断的なもの	14	4	52
	生活困窮者支援	6	3	37
	その他	73	15	355
令和4年度	財政・会計・財務	41	14	388
	児童福祉・子育て	15	13	286
	健康・医療	29	14	248
	組織・職員（行政改革を含む）	34	10	206
	高齢者福祉・介護	16	5	180
	障がい者福祉	8	3	111
	情報化・ICT	13	9	128
	学校教育・青少年育成	16	5	78
	複数分野にまたがる横断的なもの	7	4	79
	生活困窮者支援	8	2	60
	その他	100	31	447
令和5年度	財政・会計・財務	40	15	424
	児童福祉・子育て	15	17	327
	健康・医療	28	13	300
	組織・職員（行政改革を含む）	34	13	250
	高齢者福祉・介護	16	9	232
	障がい者福祉	10	5	146
	情報化・ICT	17	9	149
	学校教育・青少年育成	19	7	97
	複数分野にまたがる横断的なもの	6	4	70
	生活困窮者支援	8	3	81
	その他	122	42	505

(注) 図中の値は、いずれも各年度の12月31日時点の値

(出典) 総務省「自治体におけるAI・RPA活用促進（令和6年7月5日版）」を基に作成

【KPI】2024年度までにAI・RPA導入地域数1,065団体 ※1

【実績】2024年度でAI・RPA導入地域数1,154団体 ※2

※1 新経済・財政再生計画 改革工程表2023(2023年12月21日 経済財政諮問会議)

※2 「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」(令和6年12月31日現在)

自治体のAI・RPAの利用推進

- 少子高齢化に伴う人口の減少・ベテラン職員の大量退職等
- 住民ニーズや地域課題は複雑化・多様化



- ✓ 人的・予算的な制約条件が厳しさを増す中、効率的自治体経営と住民サービス向上を両立
- ✓ 地域におけるAI活用のリーダーとして地域社会のAI実装を自治体が先導

行政課題を解決する手段としてのAI・RPAへの期待

自治体AI・RPA実装の支援

- AI活用サービスの導入手順や留意事項等を含むAI導入ガイドブック（R3.6策定、R4.6改訂、＜別冊付録＞生成AI事例集R6.7策定）、RPAを導入する際の検討の進め方や取組事例などを盛り込んだRPA導入ガイドブックを策定（R3.1策定、R5.6改訂）

自治体における
AI・RPAの共同
利用を一体的に
推進

外部人材による支援・人材育成

- 「地域情報化アドバイザー」の派遣による助言

※AI・RPA（生成AIを含む）の導入に対する特別交付税措置あり

「自治体におけるA I 活用・導入ガイドブック」

AI導入ガイドブックの構成

- 「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」は、令和2年度の実証事業の知見や先行団体の導入事例に関する調査等を踏まえ作成し、導入前の検討段階において、自治体職員や委託事業者が参考とすることができる内容を目指し、令和3年6月公表、令和4年6月改訂。
- 「**導入手順編**」では、具体的なAIの導入手順や留意すべきポイントについて分かりやすく記述し、先行団体における事例も紹介。
- 令和2年度の実証事業の成果をまとめた**別冊付録**では、学習データが必要、クラウドを活用するなど、より高度なAIの導入を目指す自治体に向けて、個人情報の取り扱い等の論点ごとに整理。
- 令和4年6月に、個人情報保護の法制度の改正等最新動向を踏まえた記載追加、導入事例の更新等を行った**改訂版を公開**。
- 令和5年度の調査等を踏まえ、令和6年7月に、**先行団体における生成AI導入事例**を別冊付録として公開。

「導入手順書」の構成

第1章 はじめに

AIとは何か、AIの機能等AIに関する基礎説明
民間におけるAI導入事例の紹介

- 1.導入手順書の目的
- 2.AIとは何か
- 3.地方公共団体へのAI導入

- 1.1 AI導入への期待
- 1.2 本書の構成
- 1.3 AI導入に関する課題
- 2.1 AIとは何か
- 2.2 AIでできること
- 2.3 民間企業におけるAIの利活用動向
- 3.1 自治体にAI導入が求められる背景
- 3.2 AI導入のメリット
- 3.3 AI導入の取組状況

第2章 AIの活用と導入手順

事前検討、計画立案、調達・事業者選定、
AIの導入、運用の各ステップにおける具体的
手順及び留意すべきポイントを整理

<導入手順書の構成>

- 1.事前検討
- 2.計画立案
- 3.調達・事業者選定
- 4.AIの導入
- 5.運用

- 1.1 解決したい課題の特定
- 1.2 実現方法の検討
- 1.3 関係者との事前協議
- 2.1 AIの利活用に係る方針の確認
- 2.2 データの取り扱いに係る確認
- 2.3 情報セキュリティに係る確認
- 2.4 AI導入計画書の作成
- 3.1 調達の準備
- 3.2 事業者選定、契約締結
- 4.1 既製AIの導入を行う場合
- 4.2 学習済みモデルを活用、または新規にAIを構築する場合
- 4.3 本格導入に向けた準備
- 5.1 本格導入後の実施事項

第3章 先行団体におけるAI導入事例

AI導入事例の紹介

実際に効果的な取組が実施されている先行団体におけるAI導入事例
における事業概要、効果、使用データ、ポイントを紹介

自治体におけるA I活用・導入ガイドブック改訂概要

- 令和5年度においては、地方自治体におけるAI・RPA活用の実証実験・導入状況等調査に加え、生成AIの実証実験・導入状況について、令和6年1月10日～1月31日に調査を実施。その中から生成AIの導入について先行する8団体（兵庫県神戸市、神奈川県横須賀市、宮崎県都市、大分県別府市、埼玉県志木市、静岡県湖西市、北海道当別町、岡山県西栗倉村）を選定し、取り組み状況の詳細についてヒアリングを実施。
- 生成AI導入を検討している自治体に、導入経緯や背景、活用促進に向けた取組を紹介するため、令和6年7月に、**先行団体における生成AI導入事例をAI導入ガイドブックの別冊付録として公開。**

生成AI導入事例集

本誌導入 01

主な活用事例 文書生成・企業立案

サービスデザインの検討における生成AIの活用（神戸市）

事例のポイント

- 広報紙作成において、生成AIを活用してペルソナ（広報紙を読む人物像）とカスタージャーニーマップを出力することでユーザー目線の企業立案を実施している。
- 生成AI活用にあたって、安全性のリスクや市民の不安を考慮し早期に条例改正を行っている。

生成AIの概要：

- 2023年度初めに「Azure OpenAI Service」の独自環境を構築し、利用する職員を限定して試行利用を実施した。
- その後、2024年2月1日から「Microsoft Copilot」の全庁利用を開始した。

導入に至った経緯：デジタル戦略部でICTツールを活用して業務改善を進めている中でChatGPTが登場し、市長からChatGPTを活用するよう指示があったため導入の検討を進めた。

生成AIの活用内容：広報紙の作成の際に、生成AIによってペルソナ分析やカスタージャーニーマップ作成を行っている。この取組はサービスデザインの興味を持つ職員のみならず、新型コロナウイルス感染症に関する広報活動のサービスデザイン検討の経験から実現した。

生成AI活用促進の取組：本誌導入に際して、生成AIを利用したことのない職員が大半を占めており、利用に戸惑うことが容易に想像できた。そのため、試行利用結果から事例を提示することで自身の業務での利用をイメージしてもらえようという目的で事例集を制作した。

導入による業務改善効果：試行利用では、作業時間短縮による業務効率の向上および企業立案時の企画内容充実や各種事務作業の手戻り減少など業務の質が向上した。本誌利用後は、全職員に対する汎用的な効果を検証中である。

導入における課題：個人情報の取扱いに対する市民の不安を解消することが課題であった。それとリスクや課題に対し、条例改正等の利用上のルール整理を早い段階で行うことで解決した。

今後の生成AI利用の展望：

- 普及が進んだ後の定着を見届け、業務効率化に寄与するようモデル事例を見出す。
- 全職員が生成AIを利用できる状況となつたため、まずは試行利用で得た成果、先行自治体の動きを参考にしながら、多くの職員に活用してもらうよう仕掛けを行う。

スケジュール

- 2023年 4月：導入検討の開始
- 2023年 5月：市長を含め庁内向けデモンストラーション実施（並行して、条例改正・独自環境構築実施）
- 2023年 6月～9月：試行利用の実施・利用ガイドラインの策定
- 2024年 2月：本誌利用開始

本誌導入 02

主な活用事例 文書生成・企業立案

「生成AI開国地」の好事例・ノウハウの横展開（横須賀市）

事例のポイント

- 庁内職員を対象に「ChatGPT活用コンテスト」を開催し、生成AIの利用スキル向上や好事例の共有を図っている。
- 2024年1月に2日間にわたって全国の自治体・企業向けに実施した「横須賀市生成AI合宿」や、全国22自治体が開催するポータルサイト「自治体AI活用ガラン」の活動を通して、全国の自治体へノウハウを共有している。

生成AIの概要：全庁的に「GPT-4o」を利用しており、LoGoチャットを通じてAPI連携を行っている。

導入に至った経緯：市長からデジタル・ガバメント推進室の相談をきっかけに検討チームを発足し、実証実験を開始。実証実験の結果から費用対効果が高いことが見込まれたため、本誌導入に代替。情報系に強い職員が生成AIの担当として活躍したことと早期に導入を進めることができた。

生成AIの活用内容：主に文書作成や企業立案に利用しているが、「エクセル関数の作成」や「庁内のシステムを連携させるためのソースコードの作成」などにも利用している。

生成AI活用促進の取組：

- 出来る限り多くの職員に利用してもらいたいと考え、職員の利用を進めるためChatGPTを広く知ってもらようという目的で、庁内PRを行った。
- 「ChatGPT活用コンテスト」を開催し、好事例の横展開を行っている。

導入による業務改善効果：利用人数や件数1件あたりの削減効果に基づいた算出では年間22,700時間の改善効果を見込んでいる。生成AI活用による業務効率化を実感しており、高い費用対効果が得られている。

導入における課題：セキュリティの担保が課題であったが、2023年3月にOpenAI社の規約が変更となり、API経由で入力された情報は学習に使えない旨が明記されたため課題が解消された。

今後の生成AI利用の展望：

- 積極的に生成AIを活用していきたいという意向で、庁内でも引き続き周知を図る。
- AI戦略アドバイザーによる職員向け研修実施に加え、庁内で好事例や効果的な活用方法を横展開し職員のスキルアップを図る。
- 生成AI活用促進を機に既存の業務フローを見直しなど改革マインドを持つ職員の育成や組織風土の醸成を目指す。
- note株式会社と共に運営しているポータルサイト「自治体AI活用マガジン」でノウハウを共有し、全国の地方自治体における生成AI活用促進に寄与する。

スケジュール

- 2023年 4月：実証実験の開始
- 2023年 4月18日にプレスリリース、2023年4月20日に市長が記者会見を実施
- 2023年 6月：実証実験の成果を発表するとともに本誌掲載を開始
- 2023年 8月：「自治体AI活用マガジン」の運用開始
- 2023年 9月：相談業務への生成AI活用に関する実証を開始

本誌導入 03

主な活用事例 文書生成・企業立案

LGWAN環境下で利用できる生成AI開発と好事例の横展開（都市）

事例のポイント

- LGWAN環境で利用できる生成AIを求め事業者と共同で生成AI利用サービスを開発
- 生成AI利用に関する横展開を実施するとともに、優れたプロンプト例を登録し自治体間で利用を促進

生成AIの概要：LGWAN環境で利用するために企業と共同で開発した「自治体AI zevo」を利用している。

導入に至った経緯：市が日々行う業務は書類作成や地域イベントでの挨拶文作成など、生成AIとの親和性が高い業務が多いことも踏まえ活用を検討してきた。事業者と共同でLGWAN経由で接続可能な生成AI利用サービスを開発し全庁的に利用を開始した。

生成AIの活用内容：文章の作成・校正・要約や政策案やキャッチフレーズなどのアイデア出し、Excel関数生成やマクロ作成など幅広い業務に活用している。

生成AI活用促進の取組：

- 事業者と協力することで一ヶ月間の実証期間中「zevo」を無料で利用可能とした。これにより令和6年6月時点で300団体が実証を行なった。幅広い自治体へ横展開される結果となった。
- AIに関する好事例を自治体間で共有するため、「zevo」にプロンプト登録機能を搭載し汎用的に活用可能な優れたプロンプト例を登録して引き出せるようにしている。

導入による業務改善効果：文書作成に生成AIを活用することで文書作成業務に要する時間を大幅に削減できている。実際の利用状況から推計したところ、全庁的に年間約1,800時間の削減効果が見込まれた結果となった。

導入における課題：生成AIが急速に社会に浸透したため予算確保することが課題であった。都市では民間企業から提案を交付しDXを推進するDXチャレンジプロジェクトを実施しており、この制度を活用することで実証事業を実施し、効果を確かめることで導入に至った。

今後の生成AI利用の展望：

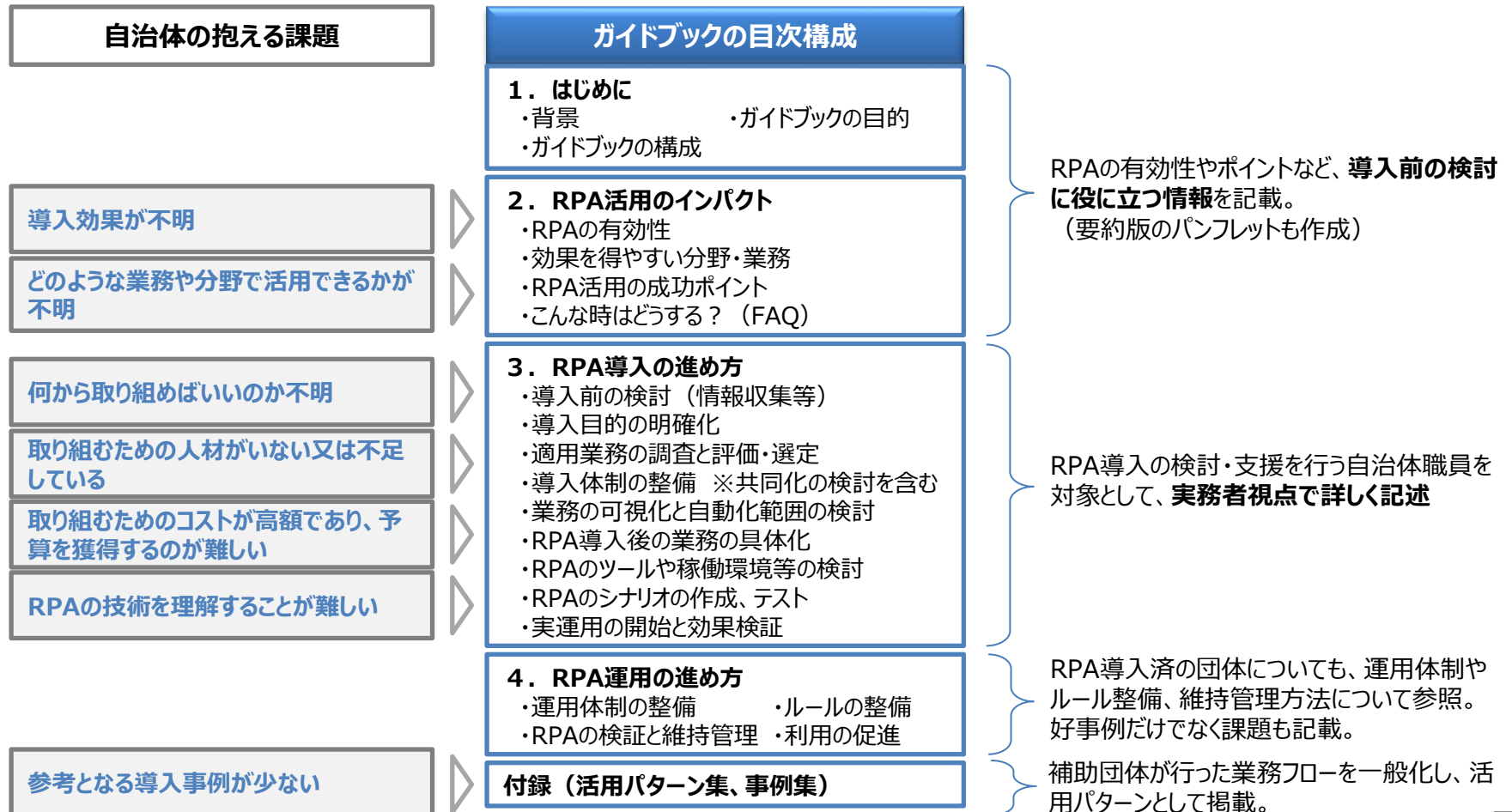
- マニュアルやQ&Aを読み込んだ都市独自AIの実証や、BIツールと生成AIの連携に関する実証を進めており、単純な生成AI利用のみではなく活用分野を広げ取組を進めている。
- 認知症予防など健康増進・生涯学習をサポートする生成AIを活用した対話サービスの提供を行う。
- 新しい生成AIが登場した際やバージョンアップの際に迅速に最適な生成AIを利用できるよう、事業者と協力して事例・検証を進めている。

スケジュール

- 2023年 2月：導入検討の開始
- 2023年 5月：シフト株式会社と「zevo」の共同開発を開始
- 2023年 7月：本誌掲載開始
- 2023年 10月：自治体独自AI実証開始

「自治体におけるRPA導入ガイドブック」

- RPAを導入する際の検討の進め方や、導入対象業務の選定の方法などのほか、導入状況調査の結果を踏まえ、様々な課題について、導入済の自治体がどのように解決したか等も盛り込んでいる。
- また、付録として、RPA導入業務のフロー例や、RPAを導入した自治体の取組事例を添付。
- 令和5年6月に、導入事例の追加等を行った改訂版を公開。



地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査の概要

- AI・RPAの導入地域数の目標である「2024年度末までに1,065団体」の地方公共団体における導入の進捗状況を把握するため、**1,788の都道府県・市区町村に対して、令和5年12月31日時点におけるAI・RPA導入状況等に関するアンケート調査を実施。**
- 本アンケート調査については、1,788団体のうち、1,788団体（100%）から回答があった。

調査概要

調査年度	調査時期	照会方法	回答数
令和6年度	令和6年12月26日～ 令和7年1月31日	総務省より省内の調査・照会システムを使用し、都道府県・市区町村の情報通信部局に対して照会。	1,788団体／1,788団体（100%※ ¹ ）
令和5年度	令和6年1月10日～ 令和6年1月31日		1,788団体／1,788団体（100%※ ² ）
令和4年度	令和4年12月26日～ 令和5年1月31日		1,788団体／1,788団体（100%※ ³ ）
令和3年度	令和4年1月4日～ 1月31日		1,788団体／1,788団体（100%※ ⁴ ）
令和2年度	令和3年1月5日～ 1月29日		1,788団体／1,788団体（100%※ ⁵ ）
令和元年度	令和2年2月10日～ 2年2月28日		1,788団体／1,788団体（100%※ ⁶ ）
平成30年度	平成30年11月8日～ 11月30日		1,788団体／1,788団体（100%）

本調査において、AIを導入済み（実証実験を含む）の団体を対象とした調査項目の回答率は以下の通り。

※1：令和6年度「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」において「AI導入済み」又は「実証実験中」と回答した団体（計1,094団体）のうち回答があった1,068団体（回答率97.6%）。

※2：令和5年度「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」において「AI導入済み」又は「実証実験中」と回答した団体（計961団体）のうち回答があった948団体（回答率98.6%）。

※3：令和4年度「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」において「AI導入済み」又は「実証実験中」と回答した団体（計894団体）のうち回答があった879団体（回答率98.3%）。

※4：令和3年度「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」において「AI導入済み」又は「実証実験中」と回答した団体（計766団体）のうち回答があった750団体（回答率97.9%）。

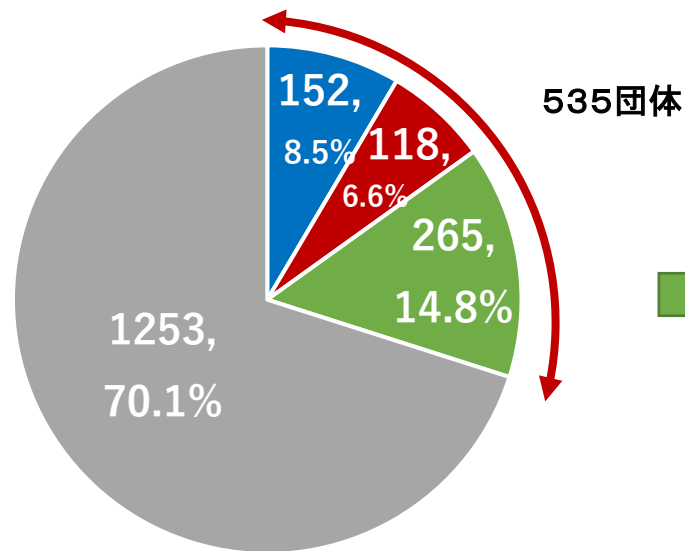
※5：令和2年度「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」において「AI導入済み」又は「実証実験中」と回答した団体（計526団体）のうち回答があった473団体（回答率89.9%）。

※6：令和元年度「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」において「AI導入済み」又は「実証実験中」と回答した団体（計296団体）のうち回答があった271団体（回答率91.6%）。

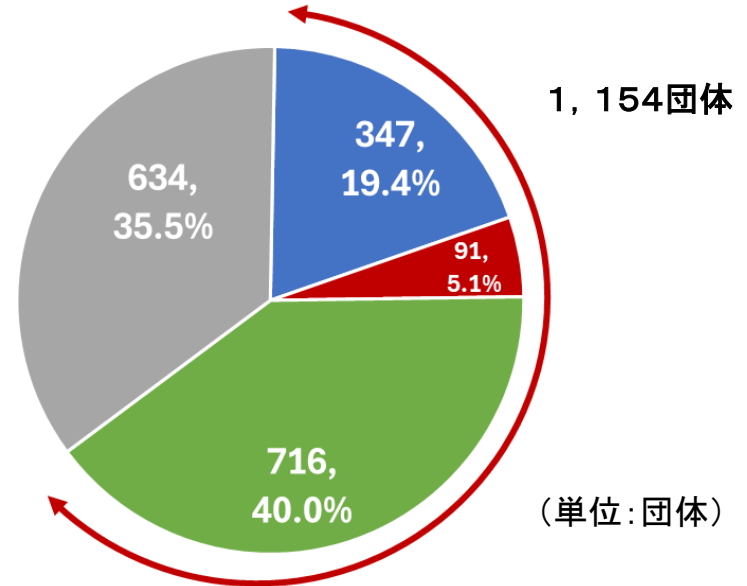
地方自治体におけるAI・RPAの導入状況（AI・RPA導入状況まとめ）

- AI・RPAの導入済み団体数は、令和6年12月時点で1,154団体となっている。
- AIのみの導入が347団体、RPAのみの導入が91団体、いずれも導入している団体が716団体となっている。

令和2年12月31日時点※1



令和6年12月31日時点※2



■ AIのみ導入 ■ RPAのみ導入 ■ AI・RPA導入 ■ 未導入(実証実験中も含む)

※1 総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和2年12月31日現在）

※2 総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和6年12月31日現在）

自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ報告書(案)(概要)

- 人口減少下において、自治体における人手不足等の資源制約が深刻化する中で、持続可能な形で行政サービスを提供する観点から、自治体の業務効率化や行政の質の向上のための自治体におけるAI*1の利用に関し、具体的な利用の方策や留意事項等について幅広く議論を行った。

*1：本WG報告書では、「AI」は「生成AIを含めたAI技術全般」を、「生成AI」は「生成AI技術」を、「従来型AI」は「生成AI以外のAI技術」を指す。

1. 本ワーキンググループの背景等

- 自治体においては、R6年末時点で生成AIを「導入済」、「実証実験中」及び「導入検討中（導入予定あり）」の団体は過半数となり、「人材不足」「正確性への懸念」等の生成AIの導入・運用に当たっての課題が明らかになってきている。
- 国においては、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」や「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」に基づき、AIのガバナンス・推進体制の構築に取り組むことで、生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めている。

2. 基本的な考え方及び利用方法

- 生成AIは、知識やスキルを必要とする作業が可能であり、デジタル技術による単なる作業の代替にとどまらず、仕事の質とスピードを大幅に高め、飛躍的な業務効率化が期待される。
- 利用に当たっては、生成AIの出力結果には誤りが含まれるといったリスク等にも十分留意した上での柔軟な姿勢が求められる。
ex) 生成物を人が必ず確認するルールの設定
生成AIの出力結果であること等を明示した上で公開 等
- 部局共通での利用だけでなく、生成AIの出力結果の精度を上げ、部局の個別の業務での利用を進め、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足の補完を期待。
- 従来型AIについても、引き続き、自治体での導入促進が重要。

3. 留意事項

- (1) ガバナンス確保のための体制構築
 - AIの利活用・リスク管理における責任者の明確化は必要。国同様に、自治体にもCAIOの設置が考えられる。CAIOを専門的な知見から補佐するCAIO補佐官は、共同設置での確保等が考えられる。
- (2) 要機密情報*2の取扱い
 - 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえた上で、要機密情報の入力時に生成AI特有の配慮事項として学習させない仕組みが重要。法改正等、国の動向を踏まえた対応が必要。
- (3) 人材育成
 - 首長や幹部職員の理解醸成、専門人材と一般の職員の橋渡しを行う職員(DX推進リーダー)、外部機関における研修、職員の基礎的リテラシー向上、外部人材や教育機関との連携等が重要。

*2：「要機密情報」は、同ガイドラインで、自治体機密性2以上に分類される情報。

4. 国による支援の方向性

- (1) 自治体向けガイドラインの策定等
 - R6年末時点で生成AI利用におけるガイドラインを未策定の団体は1,004団体にのぼる。「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」を更新し、生成AIの利用方法や利用における留意事項等の記述を追加し、自治体が作成するガイドラインのひな形として示すことが必要。
- (2) ユースケース等の横展開
 - 自治体が効果や導入に当たっての留意点を実感しやすくなるよう、「自治体DX推進参考事例集」等の掲載事例を拡充・周知すべき。
- (3) 国における取扱いの情報提供
 - 国の先進的AI利活用アドバイザリーボードの運用で得られた情報など、総務省が自治体のAI利用において役立つものを提供すべき。
 - 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に盛り込まれた国によるAIの利活用環境の提供に当たっては、自治体への継続的な意見聴取が望ましい。

テレワークの推進に係る取組状況

1. 取組を要することとなった背景・課題

- 生産年齢人口が減少し、採用試験の受験者数・競争率が長らく減少傾向にあるとともに、仕事や生活の在り方に関する価値観が多様化する中、テレワークは、ワークライフバランスの向上、柔軟・多様な働き方、時間の有効活用など、職員一人一人のライフステージに合った働き方を実現できる有力な手段の一つであり、ひいては公務を支える有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場づくりにも資するものである。また、ICTの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるほか、災害や感染症発生時に行政機能を維持するための有力な手段となるものである。
- 地方公共団体テレワークの導入状況について、都道府県及び指定都市においては、全団体が導入済みであるものの、比較的小規模な市町村において導入が進んでいない傾向がある。

2. 計画期間中の主な取組内容

※テレワークの推進は、R2.12～重点取組事項に位置付け

○特別交付税措置の実施

- ・R2～ ICT機器導入に係る費用やソフトウェア費用等、テレワーク導入に係る経費について、令和2年度以降特別交付税措置を実施(措置率0.5)

○テレワーク取組状況調査の実施

- ・R2～ テレワークの導入状況等について、令和2年度以降全ての地方公共団体を対象に調査を実施し、調査結果を踏まえた助言通知を发出

○「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」の作成

- ・R3.4 テレワークの導入を検討している団体が参考にできるよう、先進事例を踏まえた導入の手順や活用のノウハウを取りまとめ、各地方公共団体に提供

○「市町村におけるテレワーク導入事例集」の作成

- ・R5.4 小規模団体における導入が課題になっていることを踏まえ、一般行政職員数300名以下の市町村のうち、テレワークの導入・活用が進んでいる先進団体の導入手順、取組のポイント等について取りまとめ、各地方公共団体に提供

テレワークの推進に係る取組状況

3. 自治体における取組状況

テレワーク導入自治体の推移

年度	テレワーク導入自治体（％）			
	全自治体	団体区分別		
		都道府県	指定都市	その他市区町村
令和2年度	22.7	100.0	85.0	19.9
令和3年度	51.2	100.0	100.0	49.3
令和4年度	64.3	100.0	100.0	62.9
令和5年度	61.6	100.0	100.0	60.1

（注） 図中の値は、いずれも各年度の10月1日時点の値

（出典）総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果のポイント（令和5年10月1日現在）」、総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果のポイント（令和4年10月1日現在）」、総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果のポイント（令和3年10月1日現在）」を基に作成

テレワークを実施可能な環境にある職員の割合の推移

	年度	割合	テレワークを実施可能な環境にある職員の割合（％）		
			全自治体	団体区分別	
				都道府県	指定都市 その他市区町村
令和3年度	0%以上30%未満		22.3	4.3	0.0 23.8
	30%以上50%未満		15.0	4.3	10.0 15.7
	50%以上80%未満		15.2	14.9	10.0 15.3
	80%以上		20.0	51.1	50.0 17.6
	不明		27.6	25.5	30.0 27.7
令和4年度	0%以上30%未満		24.9	8.5	0.0 26.0
	30%以上50%未満		10.3	4.3	5.0 10.7
	50%以上80%未満		14.2	14.9	10.0 14.2
	80%以上		23.8	53.2	45.0 22.2
	不明		26.8	19.1	40.0 26.9
令和5年度	0%以上30%未満		16.9	2.1	0.0 17.9
	30%以上50%未満		8.6	0.0	0.0 9.2
	50%以上80%未満		11.9	4.3	0.0 12.5
	80%以上		41.0	87.2	80.0 38.2
	不明		21.6	6.4	20.0 22.3

（注1） 図中の値は、いずれも各年度の10月1日時点の値

（注2） 一般行政職員に占めるテレワークを実施可能な環境にある職員の割合

（注3） 数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

（出典）総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果のポイント（令和5年10月1日現在）」、総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果のポイント（令和4年10月1日現在）」、総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果のポイント（令和3年10月1日現在）」を基に作成

地方公共団体におけるテレワークの推進について①

テレワーク導入の意義

- ① 職員一人一人のライフステージに合った働き方を実現できる有力な手段
- ② 公務を支える有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場づくりに資する
- ③ 業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果
- ④ 災害時や感染症の流行時における行政機能維持のための有効な手段

テレワークの導入状況(令和6年10月1日現在)

○ 地方公共団体におけるテレワークの導入状況は、都道府県及び指定都市では全団体で導入されているが、市区町村では1,057団体（61.4%）と、約4割の団体が未導入。

特に、小規模の市町村において導入を進めることが課題。

	導入	未導入	導入を検討	導入予定なし・未定
都道府県 [47]	47 (47) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)		
指定都市 [20]	20 (20) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)		
市区町村 [1,721]	1,057 (1,035) 61.4% (60.1%)	664 (686) 38.6% (39.9%)	58 3.4%	606 35.2%
301名以上 [564]	465 (448) 82.4% (81.0%)	99 (105) 17.6% (19.0%)	14 2.5%	85 15.1%
101名以上 300名以下 [675]	426 (419) 63.1% (61.9%)	249 (258) 36.9% (38.1%)	30 4.4%	219 32.4%
100名以下 [482]	166 (168) 34.4% (34.2%)	316 (323) 65.6% (65.8%)	14 2.9%	302 62.7%
合計 [1,788]	1,124 (1,102) 62.9% (61.6%)	664 (686) 37.1% (38.4%)	58 3.2%	606 33.9%

※ 上段は団体数、下段は割合
 ※ () 内は前回調査（令和5年10月1日現在）の数値
 ※ 「導入」には「試験的・実験的に導入」を含む。
 ※ 「市区町村」は、一般行政職員数別に分類し内訳を表示

地方公共団体におけるテレワークの推進について②

テレワーク導入済団体が実感している意義やメリット※1

- ① ワークライフバランスの向上につながった（仕事と生活の両立等）（55.4%）
- ② 柔軟・多様な働き方につながった（モバイルワークで勤務場所に捉われない働き方等）（35.0%）
- ③ 時間の有効活用につながった（通勤時間の有効活用等）（26.0%）

テレワークを導入する意義や必要性を感じているが導入に至っていない理由※2とその解決策※3

- ① 多くの職員がテレワークになじまない窓口業務や現場業務に従事している（88.5%）
解決策の例：窓口業務等の業務内容を分析し、テレワーク可能な業務を仕分けることで、テレワークを可能とする体制づくりを行った
- ② テレワーク導入のためにコストがかかる（機器、通信システム等）（67.3%）
解決策の例：導入のための予算確保（機器及びネット環境の整備）について、特別交付税で対応した
- ③ 職員の労務管理（労働時間の管理等）が難しい（65.4%）
解決策の例：事前計画と事後報告による業務の進捗管理、勤怠管理システムによるリモートでの出勤管理を行った

※1、3 総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果（令和6年10月1日現在）」において、団体の自由記述で回答があった意見から、主な意見を集約したもの

※2 上記調査において複数回答可としたもの

地方公共団体のテレワーク推進に係る提供資料について

地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き<令和3年4月作成>

第1章 地方公共団体におけるテレワーク推進の意義

- テレワーク推進の意義 → ①働き方改革の切り札 ②業務の効率化による行政サービスの向上 ③災害時等の業務継続
- テレワークの形態 → ①在宅勤務 ②サテライトオフィス勤務 ③モバイルワーク

第2章 テレワーク導入の進め方

- テレワークの導入率は都道府県・政令市では95.5%だが、市区町村では19.9%となっており、市区町村での導入促進が課題
- 導入できない理由として、「情報セキュリティの確保に不安がある」、「導入コストがかかる」、「テレワークに適した業務がない」等



テレワークの導入に至らない現状から、一歩前に進めるために、「**スモールスタート**でよい」「**テレワーク≠在宅勤務**」という考え方が重要
テレワークの推進に当たっては、首長が団体の将来像を描き、リーダーシップを発揮することが重要

具体的な進め方

第3章 テレワーク導入ステップごとの検討のポイント

まず全庁的な推進体制を構築し、**試行実施**から**本格実施**へ
導入ステップ

- | | |
|------------------|------------------|
| ①推進体制の構築 | ⑥全体の実態把握・課題整理 |
| ②実態把握・課題整理 | ⑦導入目的・対象者の明確化 |
| ③環境整備（ハード面・ソフト面） | ⑧当面の推進方針決定 |
| ④試行 | ⑨環境整備（ハード面・ソフト面） |
| ⑤検証 | ⑩本格実施・中長期の展望検討 |

第4章 テレワークの対象とする業務の整理・検討

導入のしやすさのレベルに分けて段階的に対象業務を拡大

第5章 テレワークにおける労務管理に関する取組・工夫

労働時間の管理、業務中のコミュニケーション、公正な評価

第6章 事例紹介

地方公共団体における取組事例、取組の工夫・推進のポイント

市町村におけるテレワーク導入事例集<令和5年4月作成>

地方公共団体におけるテレワーク導入の傾向として、比較的小規模な団体の導入が進んでおらず、このような団体からは、同程度の規模の団体の取組事例を知りたいとの声があったことを受け、一般行政職員数300名以下の地方公共団体のうち、テレワークの導入・活用が進んでいる先進団体の取組事例を掲載している他、テレワーク導入のメリットやポイントを整理

地方公務員向けテレワーク導入経費に係る特別交付税措置

地方公共団体における職員向けテレワークの導入に係る経費について特別交付税措置を講ずる。

1 対象団体

職員向けテレワークを導入する地方公共団体

2 対象期間

令和2年度～

3 対象経費及び措置額の上限額

上限なし ※措置率0.5(財政力補正あり)

4 対象事業

テレワーク環境の構築に要する経費のうち、以下5に掲げる費用

5 対象経費

ICT 機器導入に係る費用、外部接続情報システム・コミュニケーションツールに係る費用、ソフトウェア費用、ライセンス費用、シンクライアント化等のセキュリティ対策に係る費用、サーバ設置費用、導入にあたってのサポート費用 等



デジタルデバйд対策の取組状況

1. 取組を要することとなった背景・課題

- 誰1人取り残さないデジタル社会を実現するためには、デジタル格差を解消し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境を早急に整備していくことが重要。

2. 計画期間中の主な取組内容

- 令和3年度から、「デジタル活用支援推進事業」として、民間企業や地方公共団体等と連携しながら、高齢者等を対象に、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う講習会を実施。

	R3年度 【R2補正：9.3億円】	R4年度 【R3補正・R4当初：20億円】	R5年度 【R4補正：40億円】	R6年度 【R5補正：21億円】
箇所数	<u>2,223箇所</u>	<u>4,804箇所</u>	<u>6,636箇所</u>	<u>6,522箇所</u>
講習会等の 実施コマ数	<u>174,612コマ</u>	<u>429,653コマ</u>	<u>386,943コマ</u>	<u>249,259コマ</u>
受講者数	<u>252,746人</u>	<u>650,727人</u>	<u>672,743人</u>	<u>467,597人</u>

延べ受講者数：2,043,813人

デジタルデバイド対策の取組状況

3. 自治体における取組状況

自治体のデジタルデバイド対策の実施状況の推移

年度		デジタルデバイド対策を実施している自治体（％）						
		全自治体	団体区分別					
			都道府県	特別区	指定都市	市	町村	
令和3年度		35.7 (639団体)	61.7 (29団体)	91.3 (21団体)	95.0 (19団体)	51.2 (395団体)	18.9 (175団体)	
対 策 内 容	講座等の開催	78.6 (502団体)	55.2 (16団体)	95.2 (20団体)	100.0 (19団体)	78.2 (309団体)	78.9 (138団体)	
	人材の育成	7.2 (46団体)	27.6 (8団体)	4.8 (1団体)	42.1 (8団体)	6.1 (24団体)	2.9 (5団体)	
	デジタル機器の購 入等の補助	5.5 (35団体)	3.4 (1団体)	4.8 (1団体)	10.5 (2団体)	5.1 (20団体)	6.3 (11団体)	
	団体への支援	8.9 (57団体)	31.0 (9団体)	9.5 (2団体)	21.1 (4団体)	8.9 (35団体)	4.0 (7団体)	
	情報アクセシビ ティの向上	38.3 (245団体)	37.9 (11団体)	66.7 (14団体)	63.2 (12団体)	44.3 (175団体)	18.9 (33団体)	
	その他	7.5 (48団体)	20.7 (6団体)	0.0 (0団体)	5.3 (1団体)	7.1 (28団体)	7.4 (13団体)	
	令和4年度		55.7 (996団体)	83.0 (39団体)	95.7 (22団体)	100.0 (20団体)	73.7 (569団体)	37.4 (346団体)
	対 策 内 容	講座等の開催	89.5 (891団体)	69.2 (27団体)	100.0 (22団体)	100.0 (20団体)	90.3 (514団体)	89.0 (308団体)
人材の育成		9.1 (91団体)	46.2 (18団体)	22.7 (5団体)	35.0 (7団体)	7.9 (45団体)	4.6 (16団体)	
デジタル機器の購 入等の補助		5.6 (56団体)	2.6 (1団体)	13.6 (3団体)	5.0 (1団体)	5.8 (33団体)	5.2 (18団体)	
団体への支援		8.3 (83団体)	35.9 (14団体)	13.6 (3団体)	20.0 (4団体)	8.4 (48団体)	4.0 (14団体)	
情報アクセシビ ティの向上		34.4 (343団体)	38.5 (15団体)	81.8 (18団体)	65.0 (13団体)	42.0 (239団体)	16.8 (58団体)	
その他		4.8 (48団体)	12.8 (5団体)	4.5 (1団体)	10.0 (2団体)	4.2 (24団体)	4.6 (16団体)	

令和5年度		69.7 (1241団体)	93.6 (44団体)	95.7 (22団体)	100.0 (20団体)	86.7 (665団体)	53.1 (490団体)
対 策 内 容	講座等の開催	93.3 (1158団体)	72.7 (32団体)	100.0 (22団体)	100.0 (20団体)	94.7 (630団体)	92.7 (454団体)
	人材の育成	12.2 (151団体)	43.2 (19団体)	27.3 (6団体)	55.0 (11団体)	12.2 (81団体)	6.9 (34団体)
	デジタル機器の購	7.3 (90団体)	15.9 (7団体)	40.9 (9団体)	15.0 (3団体)	7.2 (48団体)	4.7 (23団体)
	入等の補助	10.7 (133団体)	43.2 (19団体)	27.3 (6団体)	40.0 (8団体)	12.5 (83団体)	3.5 (17団体)
	団体への支援	36.0 (447団体)	47.7 (21団体)	77.3 (17団体)	90.0 (18団体)	46.8 (311団体)	16.3 (80団体)
	情報アクセシビ	4.4 (55団体)	31.8 (14団体)	4.5 (1団体)	35.0 (7団体)	3.0 (20団体)	2.7 (13団体)
	ティの向上						
	その他						

(注1) 図中の値は、いずれも各年度の4月1日時点の値

(注2) 「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

(注3) 「対策内容」における割合を示す数値は、実施自治体数を母数として算出

(注4) 講座等の開催：スマホやタブレット等のデジタル機器やサービスの利用方法を教える講座等の開催

(注5) 人材の育成：デジタル活用を教えることができる人材の育成

(注6) 団体への支援：デジタルデバイド対策に取り組む団体への支援

(注7) 情報アクセシビリティの向上：多言語翻訳、自動読み上げ等のデジタルツールを用いた情報発信、窓口対応

(出典) 総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和3年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和4年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和5年度）」を基に作成

デジタル活用支援推進事業

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、**スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」**を、令和3年度から全国の携帯ショップ、公民館等で実施（国費10/10補助、上限あり）
 - 講座の例
 - 応用講座 「マイナポータルを活用しよう」、「オンライン診療を使ってみよう」、「ハザードマップで様々な災害のリスクを確認しよう」、「デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう」
 - 基本講座 「電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう」、「電話・カメラを使おう」
- 令和3～7年度の5年間の実施を想定し、**携帯ショップがない市町村**(786市町村※)での実施も**引き続き推進**。 ※令和7年3月1日集計。

都市部を中心とした支援

令和3年度～ 全国展開型



- 携帯ショップなど全国に有している拠点等で支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

携帯ショップ等を
拠点として**全国規模での
講習会の実施**を図る

地方部を中心とした支援

令和3年度～

対面TYPE



- 携帯ショップのない市町村にて公民館等で支援を実施
- 主体は**地元ICT企業、社会福祉協議会等**

地域連携型

令和6年度～

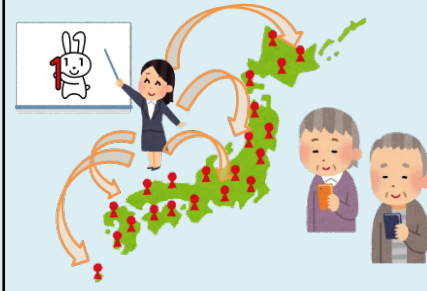
オンラインTYPE



- 携帯ショップのない全国の市町村にてオンラインによる支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

令和4年度～

講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
- 主体は**携帯キャリア、地元ICT企業等**

携帯ショップがない地域における
デジタル活用支援の取組も強力に推進し、
全国津々浦々での講習会の実施を図る

デジタル活用支援推進事業の講座一覧

- 講座には大きく分けて以下の2種類があり、各類型において実施できる具体的な講座については以下の表のとおり。
応用講座：オンライン行政手続の申請方法やオンライン行政サービスの利用の仕方等を学ぶ講座
基本講座：電源の入れ方やインターネットの使い方などスマートフォンの基本的な使い方等を学ぶ講座
- 令和6年度補正予算事業では、生成AI、文字表示電話サービス（ヨメテル）に関する新規2講座を追加。

	全国展開型	地域連携型（市町村独自事業非実施地域）
	地域連携型（市町村独自事業実施地域）	講師派遣型
応用講座	A スマホを使ったマイナンバーカードの活用 ① マイナポータルを活用しよう ② スマホでマイナンバーカードを申請しよう ③ スマホ用電子証明書をスマホに搭載しよう ④ マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう・公金受取口座の登録をしよう ⑤ スマホで確定申告（e-tax）をしよう B 健康・医療 ⑥ オンライン診療を使ってみよう ⑦ 全国版救急受診アプリ（Q助）で病気やけがの緊急度を判定しよう ⑧ FUN+WALKアプリを使って楽しく歩こう ※R7.5月末で開催終了	C 防災・地域 ⑨ ハザードマップで様々な災害のリスクを確認しよう ⑩ 浸水ナビを使って水害シミュレーションを見てみよう ⑪ 地理院地図を使って身近な土地の情報を知ろう D その他スマホを使いこなすために ⑫ デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう ⑬ スマホで年金の情報を確認しよう（ねんきんネット） ⑭ 生成AIを使ってみよう ⑮ 文字表示電話サービス（ヨメテル）を使ってみよう ⑯ 地方公共団体が提供するオンラインサービスの利用方法 ⑰ 地域におけるオンライン行政手続の実施方法
基本講座	基本講座は取り扱わない 各キャリア及び市町村の独自の スマホ教室等の取組が実施されているため 本事業では対象外	① 電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう ② 電話・カメラを使おう ③ 新しくアプリをインストールしてみよう ④ インターネットを使ってみよう ⑤ メールをしてみよう ⑥ 地図アプリを使おう ⑦ メッセージアプリを使おう ⑧ スマートフォンを安全に使うための基本的なポイントを知ろう ⑨ オンライン会議アプリを使ってみよう

注1 全国展開型及び地域連携型においては、応用講座①～⑩について、A～Dの各グループからそれぞれ1コマ以上の講座の実施が必要。

注2 講師派遣型については、応用講座①～⑦について、1講習会（1つの計画として申請するもの）ごとにいずれかの講座1コマ以上の実施が必要。

注3 赤字の講座が令和6年度補正予算事業における新規講座。

3 今後の自治体DX推進計画の重点取組事項(案)

今後の自治体DX推進計画の重点取組事項（案）

<対応案>

- 新たな技術の進展の状況や国の政策の動向を踏まえ、重点取組事項を以下のとおり見直すこととしたい。

～令和7年度

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
- ② 自治体情報システムの標準化・共通化
- ③ 公金収納におけるeL-QRの活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進
- ⑦ テレワークの推進

令和8年度～（案）

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
…モデル事例や手順書による各自治体への横展開、共同委託等の推進等
- ② 地方公共団体情報システムの標準化
…特定移行支援システムを抱えている自治体の進捗状況を把握するとともに丁寧な支援等を継続 等
- ③ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
…共通化推進方針に基づく国と地方が協力した取組の推進 等
- ④ 公金収納におけるeL-QRの活用
…R8.9開始に向けた取組、開始後の円滑な運用支援 等
- ⑤ マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
…円滑な更新対応、利活用の推進 等
- ⑥ セキュリティ対策の徹底
…最新のセキュリティ対策の動向をふまえたガイドラインの改定等 等
- ⑦ 自治体のAIの利用推進
…生成AI利用の横展開、AI利用体制(CAIO等)構築 等
- ⑧ テレワークの推進
…テレワークの推進及び各自治体への好事例の横展開